

第8回教育委員会会議

令和8年6月23日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第22号

教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にか
かる対応状況について

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について【令和7年度3学期】簡略版

分類	件数	番号	枝番	ご意見・ご提案内容	担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応 （今後検討する場合）	進捗確認
1.学校徴収金に関すること	6件 (5名)	1	－	学校徴収金会計基準で、「残額を生じている会計がある場合、最終学年以外の生徒等については、保護者の承認を得て生徒等に返金することなく、残額のすべてを次年度へ繰越すものとする。」と改定されたが、繰越すかどうかは学校長の判断にしてほしい	学校運営支援センター 学務担当	○ 同基準の改定は、保護者の経済的負担（返金手数料の負担）を考慮したもの ○ 同基準は、各学校の実情を踏まえ、学校長の判断により運用することを妨げる性質のものではないが、繰越さない（返金する）場合、保護者の経済的負担が考慮されず、また学校側の事務負担が多くなることも想定され、適当ではないと考え、繰越す手続きを推奨している		不要
		3	1	銀行口座登録のない保護者に対して、連絡等のやりとりが困難なため、事務処理マニュアルを作成してほしい	学校運営支援センター 学務担当	○ 学校徴収金の返金は、対面で現金と引き換えに領収書を徴取するもので、個別に状況が異なるため、統一的な事務処理マニュアルの作成は困難と考える		不要
		11②	②	未納者に対応できる事務処理マニュアルを作成してほしい（「学校徴収金未収金対策マニュアル」では対応できない）	学校運営支援センター 学務担当	○ 「学校徴収金未収金対策マニュアル」は、特定の保護者への対応を示したものではなく、学校長が債権者である私債権（学校徴収金の未収金）の取扱い（催告による時効の延長等）について示したものであるため、個別の対応について網羅することは困難と考える ○ 対応に関して不明な点等がある場合はSC学務担当まで相談いただきたい		不要
		11②	①	未納者の対応で、積立金の余剰金を流用するのに保護者の了解を得て領収書を発行し、記載してもらうのが大変なので、保護者への通知のみの運用に変更してほしい	学校運営支援センター 学務担当	○ 学校徴収金は学校長が自己の名義と責任において、保護者の信託を得て経費徴収・管理を行うものであることから、厳正な取扱いが必要と考える ○ 会計間の流用いわゆる充当は、それぞれの会計における収入・支出であることから、保護者に対し流用元の会計から返金した証拠書類（保護者が発行する領収書）、流用先の会計に収入した証拠書類（学校が発行する領収書）の保管が必要であるため、変更はできない		不要
		3	2①	金庫内保管チェックリストは、事業資金用現金出納簿、学校徴収金金銭出納簿と内容が重複しているので廃止してほしい	学校運営支援センター 学務担当	○ 「金庫内保管チェックリスト」は会計規則に基づき、公金と私金が混同することのないよう管理し、「事業資金用現金出納簿」は学校事業資金(公金)の現金を管理、「学校徴収金金銭出納簿」は学校徴収金会計（私金）の現金を管理している ○ それぞれの帳票は使用目的が明確に異なり、必要なものであるため廃止はしない		不要
		7	①	未納督促の業務を減らすために、児童手当分の一部を保護者口座ではなく、学校徴収金へ充当できるようにしてほしい	学校運営支援センター 学務担当	○ 児童手当を充当するには保護者からの『申出』により同意書を徴取する必要がある ○ 同意書を徴取するには、充当する金額を明記する必要があることから、「未納が発生した時点で、当該保護者から児童手当充当の同意書を徴取する」といった対応が必要である ○ 結果、各学校が行っている未納督促と同様の調整が必要になり、学校側の事務の負担が多くなるため、現時点では児童手当からの充当は困難と考える		不要
2.学校事務職員に関すること	5件 (3名)	7	②	学校事務職員の大規模加配の基準の考え直し、また大規模加配にギリギリ達しない学校には非常勤事務員の配置などを考えてほしい	教職員人事担当	○ 各学校の実情・実態をより精緻に把握し、引き続き「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく定数の範囲内で適切に配置を行っていく		不要
		9	①	学校事務職員について、前任者が若手1人だったことが、多数の残務や不適切な事務処理の要因となっているため、増員してほしい	教職員人事担当	○ 学校事務職員が担当する業務についてより効率的に進めることができるよう、共同学校事務室による取り組みを進め、各関係機関とも連携していく		不要
		9	②	学校事務職員について、研修など学ぶ環境を用意し、全事務職員が業務を全うに進められる環境作りをしてほしい	教職員人事担当 学校運営支援センター 事務管理担当	○ 令和6年度から教育委員会事務局に学校事務指導・服務監察室を新設し、学校運営支援センターに事務指導グループを新設している ○ 事務指導グループで、事務指導監察および実地調査を行い、指導や助言を行うだけでなく、監察結果や課題等を学校園へ情報発信するとともに、今後は必要な研修の企画・実施へフィードバックさせるなど、学校事務職員の資質向上等に努めている		不要
		9	③	毎年行われる人事評価制度や、数年に一度行われる指導監察では単年度の業務しか見られないのか、前年度までの事情は考慮されないのか（前任者の事務処理が不適切だった場合、考慮してもらえるのかという質問と推測される）	教職員資質向上担当 学校運営支援センター 事務管理担当	（人事評価制度） ○ 能力開発、人材育成を目的としており、評価結果を人事管理上の基礎資料の一つとして活用するため、単年度での運用である ○ ただし、前年度までの事情について、目標管理制度における当初目標に個別事情を反映させることなどで、当該年度の評価の中で考慮することができる （事務指導監察） ○ 事務指導監察は不適切な事務処理を未然に防止するため、監察の実施日から遡って概ね1年間を対象として事務処理が適切に行われているかを確認し、誤りがあれば是正・改善につなげている ○ ただし、指摘事項の原因把握や再発防止の検討に必要な範囲で、前年度以前の経緯や資料の確認・聞き取りを行うことがある		不要
						2		

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について【令和7年度3学期】簡略版

分類	件数	番号	枝番	ご意見・ご提案内容	担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応 （今後検討する場合）	進捗確認
		11①	－	学校事務職員の不適切事務の報道発表があったが、 明るみに出ない、怠慢な事務職員も存在している。こ のような事務職員を懲戒処分する懲罰委員会みたい なものを作ってほしい	教職員人事担当	○ 令和6年度から教育委員会事務局に学校事務指導・服務監察室を新設し、学校運営支援セン ターに事務指導グループを新設している ○ 事務指導グループで、事務指導監察および実地調査を行い、指導や助言を行うだけでなく、監察 結果や課題等を学校園へ情報発信するとともに、今後は必要な研修の企画・実施へフィードバックさせ るなど、学校事務職員の資質向上等に努めている ○ 懲戒処分については、職員の非違行為が確認された場合、大阪市職員基本条例に基づき厳正に 対処している		不要
					教職員服務・監察 担当			
					学校運営支援セン ター 事務管理担当			
3.不具合箇所が 特定できない修 繕の契約に関す ること	3件 (1名)	11④	①	不具合箇所が特定できない状況での備品の修理につ いては、下見積ができず、複数業者での比較見積がで きないので、特名随意契約ができるよう制度を見直し てほしい	学校運営支援セン ター 学務担当	○ 契約管財局による契約事務調査の際に「不具合箇所が特定できない」理由だけでは、特名随意 契約は認められないとの指摘を受け、令和5年7月から「校園の契約に関する運用方針」を改訂して いる ○ 契約の中でも、特名随意契約は例外的な取扱いであり、複数の事業者で比較見積りをすることが 基本となり、制度上、特名随意契約は出来ない ○ 「下見積」は予定価格の積算が困難な場合に、やむを得ず徴取するものであり、予定価格の積算に ついては、過去の契約実績や他校の契約実績等を参考にできるように、令和7年6月から全校分の 契約をSKIPポータルに掲載しているので参考にしてほしい		不要
		11④	②	不具合箇所が特定できない状態で下見積ができたとし ても、不具合状態から考えられる全ての修繕を実施す るため（ピンポイントで修繕できない）費用が高額とな り、予算を圧迫し不経済である	学校運営支援セン ター 学務担当	○ 上記11④の①の回答の契約事務のルールを踏まえ、修理を行うか買替を行うかについては、費用 だけで判断せず、今後の耐用年数なども十分考慮した上で、検討してほしい		不要
		11④	③	不具合箇所が特定できない場合の工事について、調 査費が出せるように制度改正してほしい	学校運営支援セン ター 学務担当	○ 不具合箇所が特定できない工事（電気工事であれば外部から確認できない壁内配線の断線確 認など）において、施設整備課への技術相談の結果、専門業者による不具合箇所の特定調査が必要 と判断された場合は、その調査費用について学校維持運営費予算から執行することは可能 ○ ただし、1つの契約案件として原因の特定調査を実施する必要があるので、発注する際は比較見 積により適正な事業者選定をお願いしたい		不要
					施設整備課			
4.就学援助に関 すること	2件 (1名)	3②	②	就学援助事務処理管理表は、電子文書起案と重複 しているため廃止してほしい	学校運営支援セン ター 事務管理担 当	○ 電子文書起案は、就学援助費の支出等に関する意思決定を行うために必要な事務手続となり、 「就学援助事務処理管理表」は不適切な事務処理の再発防止のため、事務処理のポイントを適時 確認するために必要な書類となる ○ 使用目的が異なるため廃止はしない		不要
		3②	③	就学援助費金銭出納簿は、現金支給があったとき のみ電子文書起案や精算報告するように変更してはど うか	学校運営支援セン ター 事務管理担 当	○ 本市の現金収納及び保管事務は、現金取扱いの重要性を鑑み、「現金収納保管事務マニユ アル」に基づき、現金の収納・払込みの都度、現金出納簿に記載することと規程 ○ 就学援助事務においても同マニュアルに基づき取り扱う必要があるため、変更しない		不要
5.過度な保護者 対応	2件 (2名)	4	③	過度な保護者対応	総務課／教育政策 課／教職員給与・ 厚生担当／教育活 動支援担当／初 等・中学校教育担 当／総合教育セン ター	○ 現在「大阪市スクールロイヤー事業」を実施している（※スクールロイヤーとは、弁護士、医師、臨 床心理士・公認心理師、ソーシャルワーカーといった様々な職種の専門家のこと） ○ 学校園だけでは対応が困難な事案が発生した場合や保護者等対応について相談をしたい場合 に、様々な職種の専門家に相談し、助言を受け、一緒に対応を検討することができるので、管理職から 担当指導主事に相談をお願いしたい	保護者等との直接的な対応を担う新た な体制を教育委員会事務局内に構築 し、教職員の負担軽減を図ることを検討 し、令和9年度から運用開始予定	要
		10	－	過度な保護者対応について、全市的にマニュアルを作 成してほしい ※R8年度担当課未定		○ 保護者等とのよりよい関係づくりを目的に、対応の基本姿勢やポイント、不当な言動等を受けた場 合の対応方法等をまとめた冊子を作成し、令和8年4月10日付けで全学校園に周知している （4の③の案件と同様、大阪市スクールロイヤー事業の案内の説明もしている）		要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について【令和7年度3学期】簡略版

分類	件数	番号	枝番	ご意見・ご提案内容	担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応 （今後検討する場合）	進捗確認
6.教員の負担軽減	2件 (1名)	4	②	教員だけにしかできない仕事に取り組み、子どもと向き合うことのできる制度を作してほしい	教職員給与・厚生担当	○「学校園における働き方改革アクションプラン」を策定し、令和8年度からの4年間で52項目に及び取組を掲げている ○専門スタッフの配置拡充や電話の通話録音装置の導入、キャリアプランに応じた研修体制の構築など、教員の負担軽減を図るとともに、働きがいを向上させる総合的な取組を推進していくこととしている		不要
		4	④	【教員の負担軽減】プール清掃など	学校運営支援センター 学務担当	○令和5年度より、各学校の実情に応じ、内容を選択実施できるよう「業務委託の拡充」として、予算の配当を行うなどの対応を行っている ○校内で改めて検討をお願いしたい		不要
7.総合的読解力育成カリキュラム	2件 (2名)	4	①	総合的読解力育成カリキュラムについて、次年度も継続するメリットはないと考えるので廃止してほしい	初等・中学校教育担当	○同カリキュラムは、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等の育成をめざして、すべての小学校・中学校で、年間35時間以上、授業として取り組むこととしている ○地域と連携した学習や体験的な学習といった既存の取組においても、本カリキュラムの趣旨に沿った実践が可能であること、教科の内容理解を支えるためにも、言語能力の育成を意識した授業展開へとつなげていくことが重要であるため、児童の実態や学校の取組の蓄積に即して、継続して推進してほしい		不要
		5	②	総合的読解力育成プログラムの時間に児童が意欲的に取り組めず、取り組みを中止にしてほしい	初等・中学校教育担当	○総合的読解力育成カリキュラムに関連させやすい各学年の教科や単元を一覧表にした「教科等関連表」をMicrosoft Teamsに格納している ○教科等による実践を計画する際にご活用いただき、児童の実態に応じたカリキュラム実践を推進してほしい		不要
8.防犯カメラの設置	1件 (1名)	5	①	「学校安心ルール」を守ることが難しい児童がいるので、教室や廊下に防犯カメラの設置をしてほしい	教育活動支援担当（生活指導G）	○児童生徒のプライバシーに関する配慮等の理由から、提案いただいた観点による防犯カメラの整備の予定はない ○ただし、外部からの侵入や、授業中における児童生徒の校内からの抜け出し等の防止といった観点において、子どもの安全・安心の確保のための防犯カメラの整備は大変重要と認識している ○上記の観点による防犯カメラ未設置の学校については、整備に要する環境状況の把握も含め、教育ブロックと連携して各校の申請が進むように働きかけているので、理解していただきたい		不要
9.校内のインターホンの不具合について	1件 (1名)	11③	－	現状の校内の教室同士で通話ができる機能があるインターホンに不具合があるため、インターホン等の設置を教育委員会担当課で計画し対応してほしい	施設整備課	○現状、学校からの校舎補修申請等の要望に応じて、対応できる学校数には限りがあるが、施設整備課が計画する工事による対応を行っている ○学校の現状の問題点を踏まえ、今後も可能な範囲で対応を行う予定である		不要
10.人事異動の内示の前倒し	1件 (1名)	6	－	4月が多忙なため、1次内示、2次内示を2月中にし、今の内示日を1ヶ月前倒ししてほしい	教職員人事担当	○1か月前倒した場合、予期していない急な退職者や新規採用者の辞退、異動予定者が病気や事故などの不測の事態が発生した場合、人事異動全体の中での再検討といった柔軟な対応ができず、調整がより困難になる ○また、学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動については、市長部局の管理職人事異動と一体で実施する必要がある ○そのため1か月前倒しすることは不可と考える		不要
11.離任式等の実施	1件 (1名)	2	－	本市で廃止された離任式について、児童がお世話になった教職員に感謝を伝え、気持ちの整理をつけるという貴重な教育の機会が失われているため、代替案も含め実施を検討してほしい	初等・中学校教育担当	○離任式実施の有無やその方法について、各学校園の実情に応じて判断されていると認識（R6.11.29付学校に文書通知済） ○なお、教育委員会としては、全市一斉の離任式の実施は検討しない		不要
12.カリキュラム（授業時数）	1件 (1名)	4	⑤	全市的に40分授業を導入し、1日あたり最大30分浮く時間を各校の独自の時間として活用できるようにしてほしい	初等・中学校教育担当	○各校の実情に合わせ、週当たりの授業時数を減らしたり、小学校40分・中学校45分授業を導入したりすること等による時間確保を行い、児童生徒の指導・支援、教材研究や会議・打合せの時間など学校裁量の拡大を図ることは可能（R6.11.29付学校に文書通知済） ○本通知の趣旨をふまえながら、各校の実情に応じたカリキュラムの編成を校長（管理職）のマネジメントのもと、協議・検討を進めてほしい		不要

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について【令和 7 年度 3 学期】簡略版

分類	件数	番号	枝番	ご意見・ご提案内容	担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応 （今後検討する場合）	進捗確認
13.いきいき事業 に関すること	1件 (1名)	8	－	学校によって、「いきいき事業」の預かり時間が異なると思うので、統一見解を示してほしい	初等・中学校教育 担当	○ いきいきの預かり時間について、各事業者から事業内容に明記されている通り14時30分からと認識している（「いきいき事業」については、こども青少年局が所管） ○ そのため、改めて統一見解を示す必要はないと考えている		不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
1	1	令和6年4月に学校徴収金会計基準が改定された。そこで、第5章 決算 1. 収支の精算 (3) 年度末の精算 「その年度の執行をすべて終わったにもかかわらず残額を生じている会計がある場合、最終学年以外の生徒等については、保護者の承認を得て生徒等に返金することなく、残額のすべてを次年度へ繰越すものとする。この場合、次年度の徴収金額の決定にあたっては、繰越金を考慮して調整しなければならない。」と追加された。本校では、全学年児童費残金を返金をして児童費通帳を年度末0円にしていた。そうすることで、安全な会計を保護者に対し、示していた。が、今回会計基準が変更になったことで、100名もの就学援助認定者は繰越金がなく、500名の児童は繰越金があり、未納であった保護者は繰越金がなく、転入の保護者14名保護者は繰越金がある保護者となない保護者がいたりと、事務が煩雑になる。就学援助が年度途中で停止した保護者がいたら、繰越金に関しては、判断が難しくなる。年度初め担当者が変わると、間違いが生じやすくなる。このままでは、安全な会計を保護者に示すことが困難になり、学校長承認の上、本校は保護者に安心してもらうために繰越を行わないと判断しています。会計基準に正しく従った学校は、どうして前年度就学援助の家庭だけ、今年度の徴収金額が増えるのかと、保護者から苦情があった学校もある。返金手数料が保護者の負担となるとの判断で会計基準を改定したと思うが、返金手数料がない学校は返金をしてもいいとも会計基準には記載されていない。安全なわかりやすい単年度決算を求める保護者の気持ちもあるので、繰越に関しては学校長判断でいいのではないか。会計基準が変更されたから絶対に従いなさいという共同学校事務室と、会計事故が起きるから強制はしないという共同学校事務室と意見も分かれている。このままでは、大阪市全体の学校で混乱が起きている。	繰り越しても問題のない学校の規模と、そうでない学校の規模があると思う。そこは、「その年度の執行をすべて終わったにもかかわらず残額を生じている会計がある場合、最終学年以外の生徒等については、保護者の承認を得て、学校長判断で返金。又は保護者の承認を得て生徒等に返金することなく、残額のすべてを次年度へ繰越すものとする。この場合、次年度の徴収金額の決定にあたっては、繰越金を考慮して調整しなければならない。または返金することなく、残額のすべてを次年度へ繰り越すものとする。」と会計基準を変更して欲しい。	学校運営支援センター（学務担当）	「学校徴収金会計基準」の位置づけですが、学校徴収金会計の適正かつ効率的な執行を図る目的で、教育委員会事務局が各学校に対し、基本的な考え方や取扱方法、留意点を示すために策定しております。各学校の実情を踏まえ、学校長の判断により運用することを妨げる性質のものではありません。 そのうえで、同基準においては、保護者の経済的負担（返金手数料の負担）を考慮し、徴収額・支出額ともに必要最低限の金額とするため、最終学年以外の児童生徒については、繰越金を考慮して次年度徴収額を計上することで、結果的に保護者からの口座引き落とし額を最小限にできることを記載しています。 なお、ご意見のあった「安全な会計を保護者に示す」ことについては、学校徴収金会計は年度ごとに決算報告書を作成し、保護者へ配付し承認をいただくことで、厳正な会計管理を行い、その適正性を担保しています。 ご意見のような取扱を行った場合、保護者の経済的負担が考慮されず、また学校側の事務負担が多くなることも想定されるので、返金ではなく、次年度へ繰越すことを推奨しております。	ご提案の趣旨と問題点を踏まえ、学校の負担を軽減できるよう、必要に応じて助言等を行い、今後とも継続して学校を支援してまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
2	2・9	離任式につきまして、「職員の異動は内示の段階であり、3月中に公表するのはおかしい」という理由で本市では廃止されたと同っています。行政上の手続きとしての理由は理解できます。 一方で、学習指導要領の特別活動編において、教職員の着任式や離任式は儀式的行事の一例として挙げられています。儀式的行事は、児童の学校生活に一つの転機を与え、児童が相互に祝い合い励まし合って喜びを共にし、決意も新たに新しい生活への希望や意欲をもてるような動機付けを行うねらいがあります。児童がお世話になった教職員に感謝を伝え、気持ちの整理をつけるという貴重な教育の機会が失われていることを悲しく思います。	「内示段階での公表」という行政上の課題をクリアしつつ、児童のための教育活動としてお別れの場を設定できないでしょうか。例えば、以下のような代替案をご検討いただけないでしょうか。 ・4月1日以降の実施（着任式・始業式と同日など） 正式な辞令が発令された後の4月であれば、手続き上の問題はクリアできると考えます。実際に、離任式（退任式）を4月に実施している他自治体も多く存在します。 ・3月に実施する場合の工夫 「異動先・退職等」の詳細は公表せず、あくまで「お別れをする場」として設定し、去る事実のみを伝える形にする。 児童の豊かな心を育む教育的意義と、行政としてのルールの両立を図るため、柔軟な形での実施をご検討いただきますようお願いいたします。	初等・中学校教育担当	離任式実施の有無やその方法につきましては、各学校園の実情に応じて判断されていると認識しております。 その一方で、学校行事の見直しにつきましては、令和6年11月29日付け事務連絡（「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえた取組の徹底等について）において「学校教育の教育的価値を検討し、教育上真に必要なとされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化を図ること。」と通知しており、各学校園の実情に合わせて実施されております。 なお、教育委員会といたしましては、全市一斉の離任式の実施は検討しておりません。	引き続き、各学校園におきまして、授業時数や学校行事の在り方について点検・見直しを行い、指導体制や教育課程編集の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画を立てていただくよう必要に応じた助言を行い、継続して学校園を支援してまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
3	6・9	1 銀行口座登録のない保護者に対しては、就学援助費の支給や学校徴収金の返金を現金で行わなければならない。また、領収書を提出させなければならない。しかし銀行口座登録のない保護者はそもそも連絡がつかない、言葉が通じない、来校する等の約束を守らない等スムーズに処理が完了しないことが多い。 2 チェックリストが多く、不適正な事務処理を防ぐ効果がない。かえって事務処理が増えて煩雑化する。	1 建前ではなく、このような状況において使用できる事務処理マニュアルの作成。①保護者と連絡がつかず就学援助費を支給できない場合におけるの学校徴収金への充当や、生徒を通じて現金払いする等の対応 ②生徒を通じて現金払いする等が可能である場合において等領収書の提出がない場合の対応 ③長期間現金払いできない場合や次年度に繰り越す場合におけるの対応 2 チェックリストの廃止や変更。①金庫内保管チェックリストは、事業資金用現金出納簿、学校徴収金金銭出納簿と内容が重複しているので廃止する。②就学援助事務処理管理表は、電子文書起案と重複しているので廃止する。③就学援助費金銭出納簿は現金支給があったときのみ添付書類を含めて電子文書起案や精算報告する等の方式に変更してはどうか。	学校運営支援センター（学務担当） 学校運営支援センター（事務管理担当）（2②と2③のみ）	【1について】 ①～③の事例の事務処理マニュアルの策定を提案されていますが、学校徴収金の返金は、対面で現金と引き換えに領収書を徴取するものであり、個別に状況が異なりますので、教育委員会として、統一的な事務処理マニュアルの作成は困難と考えております。保護者となかなか連絡がとれない場合であっても、学校が直接的な連絡や訪問、面談による対応を継続していただく必要があると考えております。 また、学校徴収金は、学校長が保護者の信託を得て管理・執行する経費であり、厳格な執行管理のため、支出・収入どちらにおいても根拠となる書類の徴取・保管は必要と考えております。 【2①について】 「金庫内保管チェックリスト」は会計規則に基づき、金庫に保管する現金等の適正な管理体制を構築するために作成するもので公金と私金が混同することのないよう管理するものです。 「事業資金用現金出納簿」は学校事業資金（公金）の現金を管理するためであり、一方 「学校徴収金金銭出納簿」は学校徴収金会計（私金）を管理するものであり通帳残額等と照合する際に必要となるものです。 上記により、それぞれの帳票は使用目的が明確に異なり、必要なものであるため廃止できないと考えております。 【2②について】 電子文書起案は、就学援助費の支出等に関する意思決定を行うために必要な事務手続です。 しかしながら、このような意思決定の手続きを行いながらも、この間、複数の不適切な事務処理が発生したことから、「就学援助事務処理管理表」により行うべき事務処理のポイントを適時確認し、再発防止につなげることとしています。 このように使用目的等が異なりますことご理解いただき、引き続き適切な事務処理の遂行にご協力願います。 【2③について】 本市の現金収納及び保管事務は、現金取扱いの重要性を鑑み、「現金収納保管事務マニュアル」に基づき、現金の収納・払込みの都度、現金出納簿に記載することと規程されています。 就学援助事務においても同マニュアルに基づき取り扱う必要がありますことから、就学援助費金銭出納簿を使用し、引き続き適切な事務の遂行に努めてください。	ご提案の趣旨等を踏まえ、学校の負担を軽減できるよう、必要に応じて助言等を行い、今後とも継続して学校を支援してまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
4	4・7	【総合的読解力育成カリキュラム】 これまでの教育課程に35時間分の新たな取り組みの実施は厳しい。この取組のために、これまで実施してきた地域と連携した学習や体験的な学習を切り詰めることになってしまっている。教科の時に充てることもできると説明があったが、本来の教科では基礎基本的な学力を身につけさせることで精一杯な状態であるので、教科での割り当ても難しい。また、取り扱う内容が児童の実態にあっていることが少なく進めるのにも苦勞しているところである。次年度も継続するメリットがないと考えるので廃止していただきたい。	【①総合的読解力育成カリキュラム】 次年度も継続するメリットはないと考えるので廃止していただきたい。	初等・中学校教育担当	①総合的読解力育成カリキュラムは、情報を正しく読み取り、要約することに加え、読み取ったものから考えを形成すること、さらに、その考えを表現するとともに、交流してその考えを広めたり深めたりする能力を育む活動を通じて、読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等の育成をめざしており、「大阪市教育振興基本計画」における基本的な方向4「誰一人取り残さない学力の向上」におきましても、すべての小学校（3年生以上）・中学校で、年間35時間以上、授業として取り組むこととしております。 一方で、本カリキュラムは、必ずしも新たな取組を追加して実施することのみを想定しているものではありません。地域と連携した学習や体験的な学習の中においても、活動の過程に「情報を読み取る」「考えを形成する」「考えを交流する」「考えを表現する」といった言語能力の育成に資する学習活動を位置付けることで、本カリキュラムの趣旨に沿った実践が可能です。 また、教科学習につきましても、基礎・基本の定着を図ることの重要性はもちろんのこと、学習指導におきましては「読む・書く・話す・聞く」を通して思考を深め、適切に表現する力を育む視点がこれまで以上に求められております。教科の内容理解を支えるためにも、言語能力の育成を意識した授業展開へとつなげていくことが重要です。 以上の2点を踏まえ、総合的読解力育成カリキュラムの実施につきましては、これまで大切にされてきた学習のよさを生かしつつ、言語活動を意図的に組み込む形で、児童の実態や学校の取組の蓄積に即して継続・推進していただきますようお願いいたします。	①総合的読解力育成カリキュラムの実施につきましては、令和7年度の実施状況や効果検証を踏まえ、いただいた意見も参考にしながら、今後もワーキング会議等による協議をしながら進めてまいります。	①不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
4	4・7	【働き方改革】 デジタル技術を活用し会議の在り方やペーパーレスの取組を行ってきた結果、効率化を図ることができている。しかし、依然として抱えている仕事が一入ひとり多く、子どもに向き合うために十分な時間を確保することができていない。そのような中で超過勤務時間の制約があっても守りたくても守れない状態である。守れているように見えても仕事の持ち帰りで見えていない勤務時間が存在する。 【カリキュラム】 授業時数の改善と働き方改革に対応するために校時表を改革したが、学力保障に充てる時間がない。基礎基本を身につけさせる取組が進んでいない。	【②働き方改革】 教員だけにしかできない仕事に取り組み、子どもと向き合うことのできる制度を作っていただきたい。【③過度な保護者対応・煩雑な事務処理・④プールなどの清掃】 【⑤カリキュラム】 全市的に40分授業を導入し、1日あたり最大30分浮く時間を各校の独自の時間として活用できるように改革していただきたい。	②教職員給与・厚生担当 ③総務課／教育政策課／教職員給与・厚生担当／教育活動支援担当／初等・中学校教育担当 ④学校運営支援センター（学務担当） ⑤初等・中学校教育担当	②働き方改革について、一貫性のある取組を積み重ねていけるよう新たなビジョンを示すこととし、中長期的な目的や方向性を明らかにする指針として、令和8年1月に「学校園の働き方ビジョン」を策定しました。 また、具体的な行動計画として「学校園における働き方改革アクションプラン」を策定し、令和8年度からの4年間を計画期間として52項目に及ぶ取組を掲げており、専門スタッフの配置拡充や電話の通話録音装置の導入、キャリアプランに応じた研修体制の構築など、教員の負担軽減を図るとともに、働きがい向上させる総合的な取組を推進していくこととしています。 これにより、教員一人ひとりが、いきいきと子どもたちに向き合い、それぞれの熱意と専門性を発揮できる環境を整えてまいります。 ③現在、過度な要求や不当な言動を受けた場合に、学校園への支援として、保護者等との直接的な対応を担う、新たな体制を教育委員会事務局内に構築し、教職員の負担軽減を図ることを検討しており、令和9年度からの運用開始をめざしております。なお、現行では、「大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team 略称SSET（セット）事業」を実施しております。本事業におけるスクールロイヤーとは、弁護士、医師、臨床心理士・公認心理師、ソーシャルワーカーといった様々な職種の専門家のことをいいます。学校園だけでは対応が困難な事案が発生した場合や保護者等対応について相談をしたい場合に、様々な職種の専門家に相談し、助言を受け、一緒に対応を検討することがありますので、管理職から担当指導主事にご相談ください。 ④「プールなどの清掃」につきましては、教員の負担を軽減し本来業務の充実を図るため、令和5年度より、各学校の実情に応じ、内容を選択実施できるよう「業務委託の拡充」として、予算の配当を行うなどの対応を行ってきておりますので、校内で改めてご検討をお願いします。 ⑤教育の質の向上をめざすための教育課程の工夫につきましては、令和6年11月29日付け事務連絡（「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえた取組の徹底等について）において「各校の実情に合わせ、週当たりの授業時数を減らしたり、小学校40分・中学校45分授業を導入したりすること等による時間確保を行い、児童生徒の指導・支援、教材研究や会議・打合せの時間など学校裁量の拡大を図ることにより、教育の質の向上を図ること」と通知しております。 つきましては、本通知の趣旨をふまえながら、各校の実情に応じたカリキュラムの編成を校長（管理職）のマネジメントのもと、協議・検討を進めていただきますようお願いいたします。	②「学校園における働き方改革アクションプラン」における実施状況を毎年度公表し、総合教育会議にて報告するほか、各項目の取組みを推進することで、負担軽減と働きがいの向上に努めてまいります。 ③一部の保護者等から、過度な要求や不当な言動を受けた場合に、学校園への支援として、保護者等との直接的な対応を担う新たな体制を教育委員会事務局内に構築し、教職員の負担軽減を図ることを検討し、令和9年度からの運用開始をめざします。 ④左記のとおり、今後も各学校の実情に応じて学校長が選択できるよう取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。 ⑤引き続き、各校におきまして、授業時数や学校行事の在り方について点検・見直しを行い、指導体制や教育課程編集の工夫・改善等により、各校の実情に応じた計画を立てていただくよう助言を行い、継続して学校園を支援してまいります。	③…要 ②④⑤…不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
5	1・4	学校安心、安全ルールを守ることが難しい児童が数名いる状況がある。 ・基礎学力や読解力が身につくのに時間がかかってしまう。 ・総合的読解力育成プログラムの時間に児童が意欲的に取り組めず、前向きに取り組むために試行錯誤している。	①廊下や教室などに防犯カメラを取り付けてほしいです。トラブルになった時に子どもたちだけでなく、自分自信も守るために防犯カメラがあることで行動が明確になると思います。また、子どもたちの行動の抑止力にもなるのではないかと思います。 ②総合的読解力育成カリキュラムの取り組みを中止にしてほしいです。基礎学力となる四則計算の力をつける取り組み変えていきたいです。	①教育活動支援担当（生活指導G） ②初等・中学校教育担当	①各校におかれましては、「学校安心ルール」の活用による規範意識の醸成に取り組んでいただいているところで。 「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としております。 また、令和7年2月20日付け事務連絡「「学校安心ルール」（スタンダードモデル）の改訂について（通知）」において、今般、学校外で発生したインターネットやSNSを介したトラブルが増加し、中には犯罪行為を含むものや、学校内における人間関係以外の人物が関与している等の状況があることから、この度、学校生活以外の事案に関する留意点を追記することとしております。 また、段階的な対応がより明確化することや、教室等掲示や学校ホームページ掲載の際に、より見やすくすること等の目的により、スタンダードモデルのカラー版をあわせて作成しております。 児童生徒のプライバシーに関する配慮等の理由から、提案いただいた観点による防犯カメラの整備の予定はありません。 ただし、防犯カメラの整備につきましては、外部からの侵入や、授業中における児童生徒の校内からの抜け出し等の防止といった観点において、子どもの安全・安心の確保のための大変重要な設備と認識しております。防犯カメラの設置要望があった際には引き続き、適切な設備の充実に向けて、各校との連携に努めてまいります。 ②基礎・基本の定着を図ることの重要性はもちろんのこと、その一方で、学習指導におきましては「読む・書く・話す・聞く」を通して思考を深め、適切に表現する力を育む視点がこれまで以上に求められています。教科の内容理解を支えるためにも、言語能力の育成を意識した授業展開へとつなげていくことが重要です。 そこで本市では、「情報を読み取る」「考えを形成する」「考えを交流する」「考えを表現する」等の言語活動を、年間35時間というカリキュラムを通して体系的・段階的に扱うことは、子どもたちの思考力・判断力・表現力等の育成を組織的に図るうえで必要な取組と考え、「総合的読解力育成カリキュラム」を開発いたしました。 総合的読解力育成カリキュラムの実施につきましては、これまで大切にされてきた学習のよさを生かしつつ、言語活動を意図的に組み込む形で継続・推進していただきますようお願いいたします。	①「学校安心ルール」の運用については、改訂の趣旨を踏まえていただくとともに、児童生徒一人一人の状況等を十分に考慮しながら適切な活用をお願いします。 ご提案いただいた観点による防犯カメラの整備の予定はありませんが、左記の観点による防犯カメラ未設置の学校につきましては、整備に要する環境状況の把握も含め、教育ブロックと連携して各校の申請が進むように働きかけておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 ②総合的読解力育成カリキュラムの実践につきましては、教科等の学習の中においても、活動の過程に「情報を読み取る」「考えを形成する」「考えを交流する」「考えを表現する」といった言語能力の育成に資する学習活動を位置付けることで、本カリキュラムの趣旨に沿った実践が可能です。 総合的読解力育成カリキュラムに関連させやすい各学年の教科や単元を一覧表にした「教科等関連表」をMicrosoft Teamsに格納しております。教科等による実践を計画する際にご活用いただき、児童の実態に応じたカリキュラム実践を推進していただきますようお願いいたします。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
6	4・7	担任を4月1日に発表があり、すぐに、ドリル等の教材を決め、事務室に書類を提出しても、始業式に学校に教材が届かない。教材がないまま、授業を進めている状況がある。一年で最も児童の向上心がみなぎり、重要な学級のスタートに、児童の学習進度の遅れ、児童の学習意欲の減退を招いている。 そのため、「早く教材を」と主張する教員と「早急に正規の事務手続きを行っているのに、不正までして、早く教材を届けろと言うのか？」と事務室でトラブルまで起きている。 管理職は、2次内示後、引継ぎ、新年度の体制、荷物の移動、地域への挨拶のため、平日は大幅な残業をし、土日出勤までしている。それでも到底、4月1日には間に合わない。どれも中途半端な状態で新年度をスタートしている。赴任した学校の課題の現状把握、運営方針、目標等は、学校が始まってから、考えている状態である。4月に入っても、前任校へ赴き、仕事を片付け、引継ぎを行っている管理職もいるほどである。 そのため、職員からの信頼関係を構築できない状態である。 また、講師の辞退が相次ぎ、4月に入っても、人員が配置されていない学校もある。 この多忙と混乱を極める4月が、連休明けの学級崩壊、管理職を含めた教員の精神疾患、退職者の一因となっている。	1次内示、2次内示を2月中にする。今の内示日を1ヶ月前倒しする。 2月中に内示が終われば、教材を3月中に注文でき、4月から、教材を使える。少なくとも児童の学力低下や学習への意欲低下は防ぐことができる。 学校体制を新しい管理職の元、新転任も加えた上で構築でき、4月1日から万全の体制でスタートできる。 各学級の運営も安定する。学級崩壊の学級、精神疾患での休職者、退職者が減少する。赴任まで1ヶ月あるので、心の準備の期間があり、精神的に余裕ができ、辞退者が減少する。 講師の辞退等があっても、3月中に再配置をし、4月まで配置されない事態を回避される。	教職員人事担当	一般教職員の1次内示については、令和5年度末の人事異動から、従前の日程より3日程度前倒しを行ってきました。 ご提案いただきました学校園の異動内示を仮に2月に早めた場合、以下の不確定要素を考慮しながら検討する必要があります。 ・次年度の学級見込数が確定せず、必要な教員数の変動が3月に比べて大きいこと。 ・予期していない急な退職者や新規採用者の辞退の捕捉が、3月に比べて困難であること。 ・異動予定者が病気や事故などの不測の事態により、予定していた異動ができなくなる可能性が3月に比べて高いこと。 これらの不確定要素がある中で、内示後に上記に示すような事象が発生した場合、人事異動全体の中での再検討とといった柔軟な対応ができず、調整が困難になるといった問題が生じると考えています。 また、学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動については、市長部局の管理職人事異動と一体で実施する必要があります。	ご提案の趣旨と左記に示す問題点も踏まえ、今後とも適切な時期に内示を行ってまいりたいと考えております。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
7	3・9	①学校徴収金の未納家庭への督促は毎月お手紙でお知らせしていますが、それでも持って来ない家庭には電話や懇談でお話します。しかし、それでも持って来ない家庭が何件かあります。就学援助等提案したりするのですが、所得審査の限度額を超えており認定になりません。借金や家庭の事情で支払ってくれなく、電話も取ってくれなくなり、たまたま繋がったとしても「月末に持って行きます」と約束しますが破られるのが普通です。業者への支払いがあるので早く持ってきてほしいですが、未納家庭への対応で精神的にもしんどくなっています。また、他の業務もあるため、未納のことばかりに時間を取れない現状もあります。 ②事務職員の大規模加配が小学校は27学級、中学校が24学級以上と定められていますが、令和8年度から中学校も40人から35人学級になるということで、小学校と中学校で差を付ける意味はあるのかなと思います。本校は8年度26学級というギリギリ1人で業務をしているので、ギリギリの学校には非常勤の事務員を配置するなどしてほしいです。 「その分残業すればいいじゃないか」という意見があるかもしれませんが、子どもの保育園送り迎えなどで残業できない人もいるので考慮してほしい。	①児童手当分一部を保護者口座ではなく、学校へ充当できるようにしていただきたいです。（他の自治体でやっているところがあると聞きました）就学援助や生活保護、特別支援教育奨励費は認定されたら返金するという形にすればよいと考えます。 事務の業務が増えている一方ですので、未納督促の業務を減らしていただきたいです。 ②大規模加配の基準の考え直し、また大規模加配にギリギリ達しないところには非常勤事務員の配置など考えてほしい。	①学校運営支援センター（学務担当） ②教職員人事担当	①本提案は、児童手当を学校徴収金へ充当し、就学援助等が認定されれば、そこから児童手当分を返金（保護者へ支給）する内容と認識しております。児童手当の学校徴収金への充当については、ご意見にあるように未収対策の一つとして検討を行ってきたところです。 児童手当法において、「児童手当の充当は、受給資格者が同意した場合に行うことができる」とされているため、充当には保護者からの『申出』により同意書を徴取する必要があります。 また、同意書徴取にあたっては、充当する金額を明記する必要があることから、「未納が発生した時点で、当該保護者から児童手当充当の同意書を徴取する」対応が必要となります。結果として各学校が行っていただいている未納督促と同様の調整が必要になり、さらに同意書の徴取など学校側の事務の負担が多くなることが想定されるため、現時点では児童手当からの充当は困難と考えております。 ②事務職員の配置については、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、引き続き「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく定数の範囲内で適切に配置を行ってまいります。また、学校事務職員が担当する業務についてより効率的に進めることができるよう、共同学校事務室による取り組みを進め、各関係機関とも連携してまいります。	①ご提案の趣旨と問題点を踏まえ、学校の負担を軽減できるよう、必要に応じて助言等を行い、今後とも継続して学校を支援してまいります。 ②共同学校事務室による事務の効率化に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
8	7・その他	近年、文部科学省が定める、標準授業時数を大きく上回ることが問題となっており、標準時間数に近づけるよう授業時間数の弾力的な運用を求められています。数年前から始業式終業式の日付を1日ずつ前後させるなどの運用も可能となり、少しは改善する方向に進んでいます。ただ、それ以外の日程で短縮授業を組もうとすると、「いきいき活動」からクレームが入ります。「いきいき」の時間は午後2時30分からが原則で、どうしても必要な学校行事（個人懇談会や就学時健康診断など）によって、それよりも早く開始することは可能だが、それ以外の理由では、学校の要望に応じられないと返答がありました。ただ、近隣の小学校に聞いてみると、「いきいき」が短縮授業をOKでしてくれて、4時間授業と給食で下校している日が作れている、という話も聞きます。学校によって、対応が違うのも納得しかねます。	学校と「いきいき」との関係性をもう一度明確にし、学校によって対応が異なることがないよう、全体で統一見解を出してほしい。学校の要望に答えてほしい。	こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当 初等・中学校教育担当	令和8年2月3日付け事務連絡において標準授業時数を大幅に上回っている教育課程を編成している学校については、真に必要な時数か検討し、見直しを図るよう通知をしているところです。 教育委員会としましても、いきいきの預かり時間については、各事業者から事業内容に明記されている通り14時30分からと認識しております。よって、改めて統一見解を示す必要はないと考えております。	いきいき事業を所管しているこども青少年局にも情報共有し、連携してまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
9	7	異動後の職場で前年度までの大量の残務や不適切な事務処理があった。それぞれ発覚する度に業務の優先順位を更新し、一から情報収集し解決せざるを得なかった。結果一年中一切余裕がなく、体調不良を抱えながら必死になって業務を遂行している。 (・物の整理や在庫管理が行われておらず大量のごみが残置　・過去の印刷機、拡大機やコピー機の消耗品が放置　・1-2年では到底溜まらない量の要補修箇所　・前年度中にほとんど発注されずコピー用紙やトナーさえ在庫が僅少　・他校からの貸与物の返済が必要　・毎年のように100万円程度の予算を使わずに年度末戻入　・備品調査がマニュアルどおりに行われていない　・校外学習のアトラクション代が職員負担　・産育休者の給与処理が一部行われておらず、時効を迎えている者もいた　・保護者が提出した口座登録用紙が数ヶ月放置　・保護者配付文の徴収金手数料の記述が制度変更されてから数年間未更新　・手当の事後確認で戻入が必要となる不備が見落とされていた　・未返金や未徴収があった)	①適正な人員を配置してほしい。前任者が若手一人だけだったことが多数の課題の大きな要因と考えるが増員の予定はないか。 ②抽象的ではなく具体的な標準的職務を設定し、それを学ぶ環境を用意してほしい。職員の能力には勤務地や一緒に働いた先輩の影響等の環境が大きく影響し職員ごとの能力差が激しいと感じられるので、研修制度、業務内容やマニュアルの改定をし全職員が業務を全うに進められる環境作りをしてほしい。 ③毎年行われる評価制度や数年に一度行われる指導監察では単年度の業務しか見られないのか、前年度までの事情は考慮されないのか。	教職員人事担当 学校運営支援センター（事務管理担当）（③指導監察のみ）	①事務職員の配置については、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、引き続き「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく定数の範囲内で適切に配置を行ってまいります。また、学校事務職員が担当する業務についてより効率的に進めることができるよう、共同学校事務室による取り組みを進め、各関係機関とも連携してまいります。 ②令和5年度に全市実施いたしました共同学校事務室において、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するとともに、業務の標準化・効率化を進めております。引き続き、必要な支援が行えるよう、努めてまいります。 また、令和6年度から教育委員会事務局に学校事務指導・服務監察室を新設し、学校運営支援センターに事務指導グループを新設いたしました。事務指導グループでは、事務指導監察および実地調査を行い、指導や助言を行うだけでなく、監察結果や課題等を学校園へ情報発信するとともに、今後は必要な研修の企画・実施へフィードバックさせるなど、学校事務職員の資質向上等に努めております。 ③人事評価制度は、能力開発、人材育成を目的としており、評価結果を人事管理上の基礎資料の一つとして活用するため、単年度での運用となっております。ただし、前年度までの事情について、目標管理制度における当初目標に個別事情を反映させることなどで、当該年度の評価の中で考慮することができると考えております。 ③事務指導監察の目的は不適切な事務処理を未然に防止することです。そのため、監察を実施する日から遡って概ね1年間を対象として事務処理が適切に行われているかを確認し、誤りがあれば是正・改善につなげるものです。ただし、指摘事項の原因把握や再発防止の検討に必要な範囲で、前年度以前の経緯や資料の確認・聞き取りを行うことがあります。	①②共同学校事務室による事務の効率化に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
10	1・7	保護者対応について 【連日、長時間にわたる電話について】 ・電話口で怒鳴りながらの苦情、激昂していないときは学校と無関係な雑談などで、対応にかなりの時間をとられている。 【クレームの内容について】 ・学校外の生徒の動きなどの学校とは無関係な事象から、学校の対応や部活動、配布文書の内容など、多岐にわたる。 【撮影について】 ・本校生徒の学校外での様子を写真や動画に記録し、学校に対して質問や、時には指導を求めてくる。学校外であること、さらに個人情報観の観点から被写体となる生徒の許可を取らずに撮影していることに疑問を感じる。	・その保護者対応が長時間にわたり、また暴言・恫喝もあり、時間的にも精神的にも対応する者の負担がかなり大きいと感じる。「ここまでは対応する」という線引きが必要なのではないだろうか。すべてに対応しなくてよいようなマニュアルを、全市的に作成してほしい。 ・大阪市としてハラスメントによる法的措置を考えてほしい。 ・主に対応している管理職の負担がかなり大きいため、話を代わりに聞いてくれる代理弁護士人や、管理職の業務を補助できる人材を派遣してほしい。また、学年教員の負担が大きいため、教員の人数を増やしてほしい。 ・働き方改革以前に、管理職や教員の人権が守られていない学校、職場環境を、早急に改善してほしい。本校に勤務するとその対応に時間も労力も割かれてしまうので、魅力ある職場ではなくなり、病休や退職に追い込まれてしまい、教員や管理職になりたがる人がいなくなる。	総務課 教育政策課 教職員給与・厚生担当 教育活動支援担当 初等・中学校教育担当	一部の保護者等からの過度な要求や不当な言動により、教職員が対応に苦慮し、心理的負担を抱える事例については、事務局としても大きな課題として認識しており、「学校園における働き方改革アクションプラン」の具体的取組の一つに「学校園における課題解決への支援」を掲げ、具体的な支援内容の検討を行っているところです。 マニュアルの作成についてのご提案に関しましては、保護者等とのよりよい関係づくりを目的に、対応の基本姿勢やポイント、不当な言動等を受けた場合の対応方法をまとめた冊子を作成し、令和8年4月10日付けで全学校園に周知しております。 ハラスメントによる法的措置や代理弁護人の派遣等といったご提案に関しましては、現在、過度な要求や不当な言動を受けた場合に、学校園への支援として、保護者等との直接的な対応を担う、新たな体制を教育委員会事務局内に構築し、教職員の負担軽減を図ることを検討しており、令和9年度からの運用開始をめざしております。 なお、現行では、「大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team 略称SSET（セット）事業」を実施しております。本事業におけるスクールロイヤーとは、弁護士、医師、臨床心理士・公認心理師、ソーシャルワーカーといった様々な職種の専門家のことをいいます。学校園だけでは対応が困難な事案が発生した場合や保護者等対応について相談をしたい場合に、様々な職種の専門家に相談し、助言を受け、一緒に対応を検討することができますので、管理職から担当指導主事にご相談ください。	一部の保護者等から、過度な要求や不当な言動を受けた場合に、学校園への支援として、保護者等との直接的な対応を担う新たな体制を教育委員会事務局内に構築し、教職員の負担軽減を図ることを検討し、令和9年度からの運用開始をめざします。	要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
11①	7	今年度、学校事務職員の不適切かつ不適正な業務の報道発表がありました。 横領などの不正は論外として、不適切案件については他人事と思わず、自身も身を引き締めないといけないと感じています。 本当の問題は、こういう場では明るみに出ない、事務職員の怠慢と思えるような業務をしている事務職員が少なからず存在している事だと思っています。 軽度なミスとは思えない事務処理が大量にあり、それらの事務職員の敗戦処理を【業務支援】として、他校の業務をしている室長や室員の方をいると、不憫で仕方ありませんし、事務職員に更正の余地がない分、非常に無駄な動きと感じております。 当初から室長等の支援を宛てにし、自身の気に食わない業務を放置する事務職員もいるようです。 経験が浅い初任者層の事務職員や臨時主事の方の着任、突発的や休業などの特別な事情は仕方がないし、室員同士で助け合うべきと考えております。 しかしながら中堅層（所謂３級試験を受験することができる年数）より上で、特別な事情がなく、学校運営を麻痺させるような業務をしている学校事務職員は私は怠慢としか思えないですし、そのような人物を支援するということは不適切不適正案件の隠蔽への加担にもあたってしまうと考えています。 (※そのような学校現場の児童保護者または教職員への被害を最小限にする支援は必要だと考えております)	怠慢な事務職員の業務状況は、室長や統括室長などは把握していると思われますので、改善の余地が見られない場合は、どこかで線引きをして、懲戒処分にするように動いてほしいです。 懲罰委員会みないなものができればいいと思っています。 私自身もそのような事務職員への業務支援には辟易しますし、真面目に業務をしている事務職員のモチベーションが下がり、現状、主任からの降格、３級試験辞退者の増加、また３級職員の降格希望者の増加が今後増えていくと考えております。	教職員人事担当	会計事故防止や事務処理の適正化につきましては、令和５年度に全市実施いたしました共同学校事務室において、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するとともに、業務の標準化・効率化を進めております。 また、令和６年度から学校事務指導・服務監察室を新設し、学校運営支援センターに事務指導グループを新設いたしました。事務指導グループでは、事務指導監察および実地調査を行い、指導や助言を行うだけでなく、監察結果や課題等を学校園へ情報発信するとともに、今後は必要な研修の企画・実施へフィードバックさせるなど、学校事務職員の資質向上等に努めております。 なお、懲戒処分については、職員の非違行為が確認された場合、大阪市職員基本条例に基づき厳正に対処します。	引き続き、日常的な事務の点検体制の強化、研修・周知の充実、再発防止策の実効性確保により、真面目に職務に取り組む職員の意欲が損なわれることのない職場環境づくりにも努めてまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
11②	9	学校徴収金の未納者への対応について 学校徴収金の未納者についてです。宿泊行事などの積立金の余剰金を児童生徒費の未納者に流用（他会計繰越）をするのですが、その際に保護者に了解を取り、領収書を発行し、記載してもらう事が大変手間に感じております。 もちろん ①積立金返金→②保護者受領（領収書）→③保護者児童生徒費納付→④領収書発行（現金徴収） の流れなどで、制度的に必要であることは十分承知ですが、未収金が発生している家庭は、連絡が取りづらい、その納入意識が希薄などが多く、次いつ納入されるかわからない未収金がある保護者に、他会計とはいえ、徴収金を返金せざるを得ないという非効率な状況が発生しています。	①業務マニュアルの改善 積立金⇄児童生徒費のお金の動きには、特段書類が必要でないよう改善をお願いします。個人的は保護者への通知一本でいいと思っております。 ②【学校徴収金未収金対策マニュアル】がありますが、どんなに学校側が動いても最終的には保護者の意思で結果が決まってしまうので、あまり意味がないように感じます。また業務マニュアルには、保護者が健全であることが前提で実現できるようなマニュアルの流れがありますので、言葉を選ばずに言う と社会的意識が希薄な保護者（今回でいう未納者）に対しても対応できるような、マニュアル作りも必要と思います。	学校運営支援センター（学務担当）	①学校徴収金は学校長が自己の名義と責任において、保護者の信託を得て経費徴収・管理を行うものであることから、厳正な取扱いが必要です。 このため、会計・年度ごとにあらかじめ予算について保護者の承認を得て予算執行を行い、収入・支出ともに証拠となる書類を必ず保管し、決算報告を行うこととしております。 会計間の流用いわゆる充当は、それぞれの会計における収入・支出であることから、保護者に対し流用元の会計から返金した証拠書類（保護者が発行する領収書）、流用先の会計に収入した証拠書類（学校が発行する領収書）の保管が必要です。 ②学校徴収金未収金対策マニュアルは、特定の保護者への対応を示したものではなく、学校長が債権者である私債権（学校徴収金の未収金）の取扱い（催告による時効の延長等）について示したものであるため、個別の対応について網羅することは難しいと考えております。一方、一般的に未収金対策は「事前の予防」と「迅速な回収」が鍵です。事前・事後にかかわらず納付相談においては電話または面談により直接対応する機会を設けることにより滞納者の意思確認や生活状況の把握に努め、その原因を追求していく必要があります。 学校の負担を軽減できるよう、必要に応じて助言等を行いますので、各学校において、対応に関して不明な点等がありましたら学務担当までご相談ください。	ご提案の趣旨と問題点を踏まえ、学校の負担を軽減できるよう、必要に応じて助言等を行い、今後とも継続して学校を支援してまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
11③	1	校内の各部屋間の通信（通話）について 現在、各教室にインターホンが設置されていますが、内数台、音が小さいなどの不具合を起こしています。 アイホン製（※）で、いままでは都度、新規購入（交換）で対応してきましたが、業者さんから「本機種は廃盤になっていて在庫がなくなり対応はできなくなる」と教えていただきました。 そうになると、従来の交換（新規購入）ができなくなり、学校に配当される予算では対応ができなるります。 ※数校の事務職員に聞きましたが、同様の機種が多いです。	すぐには難しいと思うのですが、いずれかの段階で、校内の教室同士で通話ができる機能があるインターホン等の設置を市教委担当課レベルで計画を組んでいただき、対応をお願いしたいです。	施設整備課	現状、学校からの校舎補修申請等の要望に応じて、対応できる学校数には限りがありますが、施設整備課が計画する工事による対応を行っています。	学校の現状の問題点を踏まえ、今後も可能な範囲で対応を行ってまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
11④	1	不具合箇所が特定できない場合の備品の修理について 不具合箇所が特定できない場合の工事について 校内の、主に家電や事務機器などの不具合が発生したときに、不具合箇所と特定ができない限り修理が難しい状況です。 同様に工事についても、不具合箇所が特定できない場合、見積のための費用は支出できないため、工事施工に進めず、最悪の結果、放置する事もあります（特に電気工事）。	①不具合箇所が特定できない場合の備品の修理について 下見積ができないために比較見積ができません。特名契約ができるよう制度の見直しをお願いします（業者は抽選） 現状買い替えをしていますが、修理をすればまだ使用可能な物品があるにの新規購入をするのは不経済に思えます。②また不具合箇所が特定できない状態で下見積ができたとしても、不具合状態から考えられる全ての修繕を実施するため（ピンポイントで修繕できない）費用が高額になります。同様に不経済ですし、予算を圧迫しますので検討をお願いします。 ③不具合箇所が特定できない場合の工事について 調査費が出せるように制度改正をお願いしたいです。インターネットなどで調べたりはしますが、やはり事務職員は工事関係には詳しくなく対応が難しいです。	①②学校運営支援センター（学務担当） ③学校運営支援センター（学務担当）／施設整備課	①「不具合箇所が特定できない契約」については、契約管財局による契約事務調査の際に「不具合箇所が特定できない」理由だけでは、特名随意契約は認められないとの指摘を受け、令和5年7月から「校園の契約に関する運用方針」を改訂しています（令和5年3月2日学校園に周知）。契約の中でも、特名随意契約は例外的な取扱いであり、複数の事業者で比較見積りをすることが基本となります。制度上、特名随意契約が出来ないことをご理解ください。 また、「下見積ができない」とのご意見ですが、本来「下見積」は予定価格の積算が困難な場合に、やむを得ず徴取するものです。基本的に、予定価格の積算については、過去の契約実績や他校の契約実績等を参考に算出するようにしてください。令和7年6月からは、全校の契約実績をSKIPポータルに掲載しておりますので、予定価格算出の参考にさせていただきますようお願いします。 ②上記の契約事務のルールを踏まえ、修理を行うか買替を行うかについては、費用だけで判断せず、今後の耐用年数なども十分考慮した上で、ご検討をお願いします。 ③不具合箇所が特定できない工事（電気工事であれば外部から確認できない壁内配線の断線確認など）において、施設整備課への技術相談の結果、専門業者による不具合箇所の特定調査が必要と判断された場合は、その調査費用について学校維持運営費予算から執行することは可能です。ただし、ご認識のとおり見積りのための経費支出はできません。1つの契約案件として原因の特定調査を実施する必要がありますので、発注する際は比較見積りにより適正な事業者選定を行ってください。	ご提案の趣旨と問題点を踏まえ、学校の負担を軽減できるよう、必要に応じて助言等を行い、今後とも継続して学校を支援してまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について — 進捗状況等（R6.3 学期・R7.1 学期～2 学期） —

【件 数】

令和 6 年度 3 学期及び令和 7 年度 1 ～ 2 学期の意見提案等（計 54 件）に係る対応策のうち、進捗確認が必要であるもの（※）（計 17 件）について、進捗状況等を報告。

学 期	意見提案数	進捗確認が必要な件数
令和 6 年度 3 学期	21 件 （15 名）	5 件
令和 7 年度 1 学期	18 件 （13 名）	7 件
令和 7 年度 2 学期	15 件 （13 名）	5 件
計	54 件 （41 名）	17 件

（※）具体的な対応策等について、今後検討または予定等としている事項

【進捗状況等】

進 捗		件数等
対 応 済	完 了	①：次期学習者端末に関する管理職向け説明会の 実施
		②-1：中学校の定数 改善 、養護教諭・生徒指導担当教師の配置 充実
		②-2：評価の透明性向上のために評価者研修、被評価者研修の 実施
		③,⑦【改善策 4】：不登校支援のためのスペシャルサポートルームの 拡充
		④-1：学校園運営向上の方法を取得するための管理職研修を 実施
		④-2：学校園の働き方ビジョン等の策定及び 周知
		④-3：適切な運用をするため、テレワーク制度を改めて 周知
		⑤-1：新任校園長研修で各校園の現状と課題の意見交流・研究協議を 実施
		⑤-2：幼稚園の ICT 機器の活用について、他都市や本市幼稚園の ICT 機器の活用実態等の調査を 実施
		⑥学校園を通じたチラシ等の個別配布の 廃止 、天王寺動物園無料パスポート及び大阪メトロのおでかけ KID'S PASS 等を学校園へ介さない申込方法に 変更
		⑧-1,⑨-1：給食調理室の暑さ対策として被服(帽子)の規格変更等を 実施
		⑧-2,⑨-2：給食調理室の冷房設備設置について、入札の公告を 実施
		⑩：私的端末使用禁止の代替案の方法を 周知

		⑪,⑫：各校で実施する就学時健康診断の負担軽減について、就学事務暫定システムで可能か検討したが、機能が限定的なため不可 ⑭-1：教員の負担軽減について、ワークライフバランス支援員を拡充 ⑭-3：電話対応の負担軽減について、小・中学校に音声ガイダンスを導入 ⑯-1：「学校安心ルール」について、新任教員等の研修を実施 ⑯-2：毎月研修計画の確認を行い、対象者を分散して研修をすすめるなどマイレコを研修開始日から閲覧できるように設定
	対応方針等確認	⑦：【改善策１・２】保護者等からの過度な要求等について、令和９年度から新たな体制の運用を目指して検討予定 ⑭-4,⑯-3,⑰：学校園システム再編成ワーキンググループで検討予定 ⑮-4：特別支援教育就学奨励費の保護者通知について、一括で郵送が可能か、あわせて年度を超えて配布する通知の学年表示について、システム改修が可能か費用対効果を検証し、方向性を決定予定 ⑬,⑮-2：学校徴収金の口座登録の電子化、キャッシュレス集金システムサービスが実現可能かについて、令和７年度に引き続き、令和８年度も他都市の導入実績を調査し、費用対効果を検証し、実現可能かどうか方向性を決定予定
対応・検討中		—
未対応		—

(※) 対応済：完了したもの、対応方針等が確認されたもの
 対応・検討中：引き続き対応・検討するもの
 未対応：対応等に着手していないもの

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和6年度3学期～令和7年度2学期分）

年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等	進捗確認	
			現状の課題等	提案・改善策等						
①	令和6年度・3学期	2-②	6	1. 児童用パソコンについて。先日の事務連絡で、第2・3・4ブロックの児童用パソコンが、令和7年度夏以降、WindowsからGoogle Chromeに変更される趣旨の連絡があった。年度途中で、使い勝手が変わる物へ変える理由もわからず、児童に指導する立場の教職員は混乱している。変更の詳しい理由を明示してくれないと納得ができない。2. OSの変更に伴って、主に使用するソフトがTeamsからGoogle Classroomに変更になると思われる。児童生徒がTeamsを使う機会が減るのを機に、現在制限されている教職員個人に割り当てられているoutlook個人メールアドレスをグローバルに送受信できるように開放してほしい。以前、Outlook個人メールアドレスが割り振られた時に、制限をかける理由として、TeamsにOutlook個人メールアドレスが載るため、送受信先を制限する趣旨の連絡があった。Teamsを使用しなくなるのであれば、開放しても問題はないと思われる。民間企業等外部講師との連絡や、宿泊行事、遠足などの行き先と連絡を取るときに、個人メールアドレスがないため、学校の共有アドレスに大量のメールが送受信されるため、必要なメールを見落とすことがある。メールの送受信確認のために電話やFAXを使うという、とても非効率なことをしなければならないことがある。	1. OSの変更について、早く教職員にわかりやすく説明してほしい。2. Outlook個人メールアドレスをグローバルに送受信できるように、制限を解除してほしい。	学校運営支援センター（システム担当）	1. 令和7年度に教育情報利用パソコン（児童生徒用）の更新に伴い、第1～4ブロック全ての端末OSをChrome OSに統一して配備します。 ・OSについては、この間WindowsとChromeが混在していましたが、大阪市全体で端末の活用状況にかかる学習履歴の比較を行うことができるようにすることなどを理由に、OSを統一することとし、その上で、学校現場の意見を踏まえて、起動速度において一定の優位性が認められるChromeに統一することとしました。 ・端末の形状についても、故障しにくい画面とキーボードが一体であるコンバーチブル型で、かつ、一定の堅牢性を有するものとしています。 ・その他の仕様としては、文部科学省が示した最低スペック水準と同等又はそれ以上としており、この間の学校現場の意見や、端末の起動率・故障率などを踏まえたものとなっています。 2. 児童生徒についてもMicrosoftアカウントについては継続して利用することからTeams等を引き続き利用可能な状況となります。 ・そのため、教員の個人メールにつきましても、セキュリティの関係上、これまでと同様の送受信制限のかかった状況での利用を想定しています。 ・また、教育情報ネットワーク外に対するメールの送受信につきましても、組織メール及び共有メール等を利用していただくこととなりますが、送受信メールの確認については、検索機能やフォルダ振り分けを活用することで、効率的な利用が可能となりますので協力をお願いします。	1. 次期学習者用端末の仕様及び運用等については、6月下旬に管理職向けの説明会を実施し、ご説明させていただく予定です。 2. 先述のとおり、個人メールについてはOutlookの運用上、送受信制限の解除は行うことはできません。ご理解、ご協力をお願いいたします。	1. 次期学習者用端末に関する管理職向けの説明会を令和7年6月23日～26日の4日間にわたって実施し、次期学習者用端末の仕様及び運用等について、ご説明をさせていただきました。	1.のみ要

年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等	進捗確認
			現状の課題等	提案・改善策等					
令和6年度・3学期	6	467	4 全国学力状況調査や経年調査の対策をすることで、学力の向上となるのか？ 6 校内のネット環境があまりよくない。場所によってのばらつきも見られる。 7 人材が豊富な学校とそうでない学校、個人の仕事量についても差が激しく。	4 学力向上の対策をするのなら、それ相当の時数や教材、時間の確保 6 校内Wi-Fiのより一層の充実・支援員（教員免許を有するもの）増加 7 教職員や管理職（みなし）の増員・評価の透明性・校長の権限の拡大	総合教育センター（調査分析グループ） 学校運営支援センター（システム担当） 教職員人事担当	4 全国学力・学習状況調査は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に実施されております。その実施にあたっては、平成28年4月28日事務連絡「全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進について（通知）」において、調査実施前に授業時間を使って集中的に過去の調査問題を練習させ、本来実施すべき学習が十分に実施できないなど、数値データの上昇のみを目的に行き過ぎた取扱いがなされないよう、調査の趣旨・目的に沿った実施が求められております。 本市においても各種学力調査については、児童生徒一人一人の学習理解及び学習状況等のデータを客観的・経年的に把握・分析し、全ての学校で児童生徒の個に応じた指導に活用することを目的に実施しており、ご提案いただきました各種学力調査の対策をするための授業時間や教材を確保することは考えておりません。 6 学校のネットワーク環境については全体として大きな問題を生じておらず利用いただいています。一部の学校においてネットワークに繋がりにくいなどの個別の事象が発生した場合、ネットワーク環境の調査を行い、無線アクセスポイントの調整やLAN構成の改善を実施するなど、最適なネットワーク環境となるよう努めてまいります。 7 ・教員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」により定められているところです。定数改善を国へ要望していくとともに、今後も各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。 ・評価の透明性については、評価者研修、被評価者研修を実施し制度周知等を図るとともに、評価結果を開示することで評価の公平・公正性、透明性及び被評価者の納得性の向上を図っております。今後も評価に対する透明性や納得性の向上が図れるよう適切な制度運用に努めてまいります。	4 本市においては、全国学力・学習状況調査や小学校学力経年調査等各種学力調査結果を受け、全市として課題の見られた問題について振り返る「振り返りプリント」を発出し、各校の実情に合わせて活用しております。また、学力向上に向けては、担当指導主事やスクールアドバイザーが各校へ定期的に訪問し、各種学力調査から見えてきた各校の課題改善に向け教員の授業力向上を図るとともに、学力に課題のある全ての児童生徒へのきめ細かで継続した指導・支援を行う「学力向上支援チーム事業」を全小中学校及び義務教育学校で実施しているところです。 ―引き続き、各種学力調査等、客観的・経年的に行われる調査結果のデータを活用することにより、各学校や一人一人の児童生徒の状況を把握し、誰一人取り残さない学力の向上に向け、個に応じたきめ細やかで継続した指導・支援を充実させてまいります。 6 現在も、ネットワークに繋がりにくいなどの個別の事象が発生した場合、ネットワーク環境の調査を行い、無線アクセスポイントの調整やLAN構成の改善を実施するなど、随時対応しております。今後も、迅速に対応してまいります。 7 ①定数改善については、令和7年7月予定の指定都市教育委員会協議会及び指定都市市長会・議長会にて要望していく予定です。 ②令和7年4月・8月・12月に評価者研修、7月・12月に被評価者研修を実施する予定です。	7 ①国における令和8年度予算では、中学校35人学級の実現に伴う定数改善が図られたほか、養護教諭の配置充実、小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などの予算が計上されました。引き続き、指定都市教育委員会協議会等を通じて、定数改善を要望してまいります。 ②令和7年4月・8月・12月に評価者研修、7月・12月に被評価者研修を実施しました。	7. のみ要

年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等	進捗確認
			現状の課題等	提案・改善策等					
⑤	令和6年度・3学期	13	67	人材が集まらず欠員が出来ても十分な補充がされず、教職員は疲労困憊している。教育DXという形でいろんな手当がされているが十分に活かしきれていない。 人材の育成 人材を人財と捉え補充を待つのではなく今いる人財を育成し、お互い助け合えるよりよい職場環境を作るべきだと思う。 そういった中で非常勤職員の皆さんの効率的な配置や、新人育成に関して自分たちが新人時代に諸先輩にご迷惑をおかけして今があることを思い出し新人の皆さんの立場に立って丁寧な対応を心がける重要性や、。 事業担当主事より管理作業員を同等に考えている方もいらっしゃるが 事業担当主事が如何に重要性が高まっているのかを考えて教員の皆さんに事務負担をさせない様に管理職はもちろん 教育委員会の皆さんにも心を砕いて現場を見て真摯に向き合って頂きたい。 すべての教職員が古い考えを捨て新たな気持ちで取り組める環境作りを期待します。 DXの推進 コードモンなど今あるソフトの活用を各園で報告しあい、研修等勤めていく必要があると思う。 コードモンを出席管理だけではなく保護者との連絡ツールとしてより活用すべきと考えます。 ワードやエクセルなども満足に使えない教職員もいることからオンラインなどで簡単な使い方をテキストや映像で 自主研修出来る体制を作ることをしてしないのが不思議で仕方ない。 幼稚園の運営でも個々が担当業務に専念出来る様、人財を有効活用して頂きたい。 また各園で取り組まれているDXの活用につき、意見交換がどれくらいなされているのかわからないので、 園長会、主任会はもちろん各研修会で積極的な活用事案につき報告し、どんどん取り入れていってほしい。 予算をつけて頂けるのなら各保育室に一台モニター画面を置き、そこで事前にiPadで記録した動画を流しながら 援助の必要な子どもたちにより多い時間を使えるように保育も工夫してもらいたい。ピアノの演奏や体操を 動画や音源として流しながら個々の園児に教員が触れ合えたらそれもDX活用の一助と言えるのではないのでしょうか？	初等・中学校教育担当 こども青少年局幼保施策部幼保企画課 (幼稚園運営企画グループ)	近年、若手教師が増加しているなか、円滑に教師としての資質・能力を向上させ、学びに関する高度専門職として成長していくことができるよう、学校組織として支援していくことが課題となっております。 令和6年11月29日付事務連絡「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえた取組の徹底等については、若手教師を支える体制を構築するため、若手教師と年齢が近い中堅教師や経験豊富なベテラン教師に気軽に相談できるようにするとともに、そのような体制の整備に向けて、若手教師の支援について学校の中で組織的に充実を図っていく必要がある。」と通知されております。 教育委員会としても、校園長のマネジメントのもと、校園内の人材育成に努めるよう指示してまいります。 ご提案のとおり、各園のコードモンの活用方法等について意見交換を行っていただくことは、コードモンの運用にあたって非常に有効と考えます。またコードモンには「お知らせ配信」という保護者への連絡ツール機能がありますので、ぜひ積極的にご活用ください。 幼児期の教育においては、直接的な体験が重要です。しかし、ICT機器を活用することで、直接的な体験だけでは得られない気づきを得たり、体験で得られたものを整理したり、共有したりすることができます。また、活動の前に映像で視聴することによって、イメージや見通しをもって取り組むこともできます。 ICT機器を活用する際には、その特性や使用方法、子どもの発達等を考慮しつつ、一人一人の幼児の興味や関心が広がるような豊かな体験が可能となるよう、活用方法の工夫を図ることが必要です。これらの点に留意しながら、まずは各幼稚園のICT機器の設置状況や活用状況に加え、他都市の公立幼稚園の状況などの実態把握に努めてまいります。	①人材育成については、管理職研修において、改めて、今日的な教育課題をふまえ、管理職に求められる学校経営全般にわたる専門的資質の向上を図ります。 ②ICT機器については、各幼稚園の設置状況や活用状況に加え、他都市の公立幼稚園の状況などの実態把握に努めてまいります。	①令和8年4月20日の新任校園長研修の研究協議において、各学校園の現状と課題を踏まえた学校園運営について意見交流及び研究協議を実施しました。研究協議を通して、校園長の組織マネジメントのもと、若手教師の支援だけでなく、子どもの最善の利益のため、学校園の教職員がチームの一員として取り組める体制の構築を図り、人材育成に努めるよう指示してまいります。 ②ICT機器について、令和8年3月に他都市での活用状況の調査を実施し、また、令和8年5月には本市の各市立幼稚園における設置・活用実態等の調査を実施しております。それらの調査結果を踏まえ、今後の方針について検討してまいります。	要

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和６年度３学期～令和７年度２学期分）

年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等	進捗確認
			現状の課題等	提案・改善策等					
令和7年度・1学期	1-①	7	例年、この時期に天王寺動物園の入場無料バスの配付を依頼されますが、担任の負担が大きすぎます。 まず、配付の有無を学校長の裁量に任されているのかもしれませんが、このような「家庭の経済負担に直結する」ものは、近隣学校は配っているのに本校は配らない、という状況になると、他の配付物以上に保護者から苦情が来るように思え、配付せざるをえない状況です。 そして、管理職は、絶対に児童に手渡しで配付し、欠席児童にも確実に手渡しで配るよう求められています。 そこまでして、学校が保護者に配らなければいけないもののでしょうか。 この時期は、新年度が始まり、担任も子どもたちも新しいクラスに慣れていく段階で、6年生は「全国学力・学習状況調査」の対応に追われるという一番大変なタイミングです。この状況で、さらに、責任の重い仕事を増やされる意味が分かりません。 Osaka Metroの無料乗車証引換券も同じですが、学校現場が対応するには、責任が重すぎます。 教育委員会会議にて、配付物は市ホームページの専用ページで対応する、という話になっているようですが、いつになったら始まるのですか。 今年の入学式も、相変わらず、配付物、クリアファイル、防犯ブザーが色々なところから殺到しました。	教育委員会会議での決定通り、配付物の廃止を即座に実行してください。 特に、家庭の経済負担に直結する、無料乗車証、フリーパス等は、学校現場では一切対応しなくていいように、調整をお願い致します。	初等・中学校教育担当（初等・中学校教育） 教職員給与・厚生担当	学校園における配付物の取扱いにつきまして、教職員からの意見・提案制度における様々な意見に基づき、教育委員会会議で議論を重ねるなど検討を進めてまいりました。このたび、これまでの取扱いを抜本的に見直し、令和7年6月20日付け事務連絡「学校園における周知文章の配付における取扱いについて」において各校園へ通知し、学校園を通じたチラシ等の配付物は、本市ホームページの専用ページに掲載することにいたしました。外部団体等からの配付依頼につきましては、教育委員会事務局に設置する窓口において、問合せ対応や申請受付等を行い、掲載の可否を判断し、本市ホームページに掲載するといった対応をしております。 この取扱いにつきましては、令和7年7月14日以降に運用を開始いたしました。今年度は、既にチラシの印刷準備が完了していることも考えられることから、新たな取扱いに移行する期間としております。そのため、学校園を通じた紙による配付も可能とし、本市機関や外部団体等には、令和8年度からは、本市として個別配付が必須であると判断するものを除き、原則として本市ホームページへのデータ掲載となることを周知しております。 また、無料乗車証やフリーパス等の配付につきましては、関係団体に対し、今年度中に紙による個別配付以外の方法について検討するよう依頼しているところです。	運用後も、ワーキンググループ等で効果検証や改善を行い、さらなる働き方改革の推進を図ってまいります。	令和7年7月14日より開始いたしました、学校園を通じたチラシ等の個別配付を原則取り止め、本市ホームページ内の「イベントチラシ等掲載専用ページ」へ電子掲載する取組につきましては、毎週1回の更新をしつつ、運用を継続しております。また、令和7年12月22日には、更なる利便性の向上を図るため、当該ホームページのレイアウト等を大幅に変更するとともに、12月25日からは欠席等連絡アプリからもアクセスできるようにいたしました。さらに令和8年3月25日からは、学習者用端末からもアクセスできるようになっております。 特に負担が大きかった天王寺動物園の「無料パスポート」と大阪メトロの「おでかけKID'S PASS」につきましては、紙による個別配付以外の方法について検討するよう依頼した結果、双方の団体とも、取扱い方法を変更することが決定しております。 天王寺動物園の「無料パスポート」は令和8年4月1日より廃止され、大阪メトロの「おでかけKID'S PASS」につきましては、今夏より、学校園を通さない申し込み方法に変更される見込みです。	要

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和６年度３学期～令和７年度２学期分）

年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等	進捗確認
			現状の課題等	提案・改善策等					
令和 7 年度 ・ 1 学期	3	1 5 7	現在、年度当初から講師不足で欠員状態でスタートしなければならない現状があります。大阪市内に講師が集まらないことの原因の一つと考えられるのが、教員に課せられる業務の内容にあると考えます。私たち教員は、子どもたちとの信頼関係を築くために日々の学級経営や授業に力を注ぎ、安心安全な学校生活と学ぶ楽しさを実感できる授業の実現をめざしております。しかし、学校現場には、いわれもない風評による理不尽なクレームや教員の人格否定ともとれる言葉が保護者や子どもたちから投げかけられ、意欲を減退させる教員が続出しています。このような職場環境では、働き甲斐を持ちつつ教員としての力量を高めることは厳しい状況であると言わざるを得ません。大阪独自の分業体制を確立し、大阪の教員をめざして全国から教員が集まる教育環境を整えていただきたい。	改善策１ スクールカウンセラーの全校配置とスクールロイヤーの行政区（24区）配置 改善策２ カスハラ対応専門部署の設置 奈良県天理市のカスハラ対応 改善策３ 小学校における生活指導主事の配置（中学校の生徒指導主事） 改善策４ 不登校対応のためのスペシャルサポートルームの全校設置（サポーター枠の拡大） 改善策５ ネット活用による人材確保（転職支援サイトとの共同プロジェクト） 改善策６ 外国人の雇用創出（特別支援教育専門スタッフ、急増する来日外国人支援スタッフ） 海外では業務内容の細かな分業体制が学校の中で進んでいると聞きます。特に、アメリカには子どもたちが日常的に悩みを相談するカウンセラーが常駐しているようです。友人関係や家庭のことなど、子どもたちが悩みを抱えたままにならない対策を大阪として取り組んでください。	こども青少年局 中央こども相談センター 教育活動支援担当（生活指導） 教職員人事担当 教育活動支援担当（人権） インクルーシブ教育推進担当	改善策１・２ スクールカウンセラーの配置につきましては、大阪市は平成８年度から配置を進め、平成21年度以降は大阪市立全中学校に、令和４年度からは大阪市立全小学校・義務教育学校にも配置しております。 スクールロイヤーにつきましては、各教育ブロックに担当弁護士等を配置することにより、保護者の過度な要望も含め、学校園が抱える様々な問題に対応できる体制を整えているため、24区設置に向けた検討の予定はありません。 また、学校園派遣において、一定の時間を要する場合は、指導部担当指導主事が行うことができます「電話・メール相談」や各週実施の「法律相談窓口」にて担当指導主事を介して助言を得るなど、ケースバイケースでの支援方法の選択により、学校園がスクールロイヤーの助言を得ることができるよう努めております。問題が深刻化する前に積極的に活用いただけたらと思います。 改善策３ 教育委員会ではこれまでも各学校の実情を精緻に把握し、特にきめ細かな指導が必要とされる学校につきましては、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上の特別な配慮を行うために国から措置される「児童生徒支援加配」を活用することで、対応を行っているところです。引き続き、国に対して、各学校の課題等に応じて加配措置等が充実されるよう、要望してまいります。 改善策４ 文部科学省の「GOCOLOプラン」に基づき、令和６年度より不登校児童生徒への支援策としての校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）のモデル設置を行い、その効果を検証しているところです。 改善策５ ネットを活用した人材確保の取組について、教員採用選考テストにおいて、専門性を有した多様な人材を採用するため、研究者・技術者等の人材情報を扱う転職支援サイトに掲載し、普通免許状を有しない方を対象とした出願区分「スペシャリスト特別選考」の情報等を掲載する取組を行っています。 講師の募集についても、求人サイトへの掲載や行政オンラインシステムを利用した講師登録の運用を行っています。 改善策６ 大阪市教育振興基本計画での基本的な方向２「豊かな心の育成」において、多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対して、日本語指導、母語・母文化の保障等の支援を行っております。また、多様な価値観や文化を持つ子ども同士が互いの違いを認め合い、高め合うことができる多文化共生教育を推進しています。 令和２年度より「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」として、多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対する支援や共生のための教育の推進を図るキーステーションとなる各共生支援拠点を市内４か所、教育ブロックごとに設置しました。 各共生支援拠点にはコーディネーターが常駐し、母語・母文化の保障につきましてはキャリアコーディネーター、多文化共生教育については未来共生教育統括コーディネーターが相談等を受けつけています。加えて、通訳者等外国人人材や日本語指導員の人材確保に努めています。 また、各校からの申請に基づき特別支援教育サポーターを適切に配置し、教職員と連携しながら校内における支援体制の充実に努めています。	改善策１・２ 現在、本市教育委員会におきまして、専門部署は設けておりませんが、理不尽なクレームや教員の人格否定ともとれる言葉等のハラスメントに対しては、法的な対応も含め、スクールロイヤーが「こどもの最善の利益」のために学校・保護者との協議に第三者的な立場で参加することは考えられます。引き続き、各教育ブロック担当指導主事との連携による状況に応じたスクールロイヤー事業の活用をお願いします。 改善策３ 今後も国からの加配措置状況をふまえ、対応人員の配置に努めてまいります。 改善策４ 今後は令和８年度３月で検証を終え、その結果を踏まえ、令和８年度４月より、適切な配置に向けて進める予定です。 改善策５ 引き続き求人サイトの活用を含め、様々な方策等、取組みを進めてまいります。 改善策６ 今後も、多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒や支援が必要な児童生徒に対し、各校の実状を踏まえ、校内における支援体制の充実や、外国人人材を含め対応する人材の確保に努めてまいります。	【改善策１・２において】 一部の保護者等から、過度な要求や不当な言動を受けた場合に、学校園への支援として、保護者等との直接的な対応を担う新たな体制を教育委員会事務局内に構築し、教職員の負担軽減を図ることを検討し、令和９年度からの運用開始をめざします。 【改善策４について】 令和６年度及び令和７年度において、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）モデル校24校で実施した取組について効果検証を行った結果、不登校在籍比率及び不登校改善率において一定の改善が見られるなど、支援の効果が確認できております。 また、各校においても、学校の実情に応じて校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置を進める学校が増加しております。 こうした状況を踏まえ、令和８年度より、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）を設置する学校への支援事業として位置付けを改め、小学校40校、中学校40校へ支援校を拡充しているところです。 今後も、各学校の実情や不登校児童生徒の状況を踏まえ、より効果的かつ適切な配置に努めてまいります。	改善策 1・2・4 要 上記以外 不要

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和６年度３学期～令和７年度２学期分）

年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等	進捗確認	
			現状の課題等	提案・改善策等						
令和7年度・1学期	⑧	4	その他	給食調理室の冷房設備工事を早急に進めてほしいです。交代で水分補給をするなどできる限りの熱中症対策をしながら調理業務をしてくださっていますが、年々猛暑日が増えており、大変厳しい環境です。 調理服に帽子、マスク（これは決まりなので仕方ないのですが）と通気性もよくない状況、調理中の釜の近くは40℃を越えます。スポットクーラーの冷風は作業しているところにはもちろん届かないですし、かなり近くまでいかないと冷風は当たりません。 作業があるので、スポットクーラーの前にいけるのはほんの数秒程度…その程度ではほとんど意味がありません。 誰がいつ倒れてもおかしくない状況で、本当に毎日危惧しております。他校でも熱中症になった従事者の方がおられると耳にします。死者が出るのも時間の問題ではないでしょうか。そうなるからでは遅いと思います。 加えて、このような高温多湿の環境に調理済のおかずを1時間近く放置していることも衛生管理上大変気になっております。衛生には十分注意しながら作業を進めておりますが、室温気温共にあまりに高いため、何か手を打つ方法があればと思います。	早急に冷房設備工事をお願いしたいです。もしくは8月末の給食提供を見直していただけないでしょうか。 また、調理済みのサラダや和え物を保管しておくような冷蔵設備の設置についてもご検討いただきたいです。	保健体育担当（給食） 施設整備課	給食室の暑さ対策については従前より課題であると認識しております。 給食室という特性上、スポットクーラーや空調服の使用等につきましては、釜などの炎に風を当てられないといったことや、異物混入防止のため留意事項を設けながらではございますが、調理従事者の労働安全の観点から、通気や被服の調節など暑さ対策として可能な取扱いを周知し、取り組んでいただいているところです。 教育活動を実施していくためには、8月中の学校給食の提供は必要不可欠なものと認識しております。こうした状況の中で、当然のことながら、給食調理従事者の負担軽減に取組む必要があることから、8月の献立においては、1品を加熱を伴わない小袋やゼリーなどを取り入れることにより、暑さを軽減できるよう工夫を図っております。 また大量調理においては、調理後2時間以内喫食が望ましいとされていることから、献立ごとの調理工程について、衛生管理基準に照らしながら、提供時間を考慮して作成するよう指示しており、その工程を経て調理された食品については、衛生管理上問題はないものと認識しております。なお、本市においてはサラダなどの冷やして提供を行う献立を取り入れていないため調理後の冷却設備の設置は行っておりません。	①スポットクーラーやアイスベスト等の使用などにより、暑さ対策を行っています。また、調理従事者の健康管理については、本市教育委員会作成の「給食調理・衛生管理マニュアル」に調理作業の前に、個人の健康状態を確認することや熱中症対策について記載しており、水分補給を心掛けることや体温調節に努めることなどを明記しています。今後も給食室の暑さ対策について、検討してまいります。 ②現在、給食調理室の空調設置に向け、給食調理室建築の設計に係る事案から取り組んでいます。なお、建設工事市場の現状を踏まえますと、全校への設置を一齐に進めることは困難な状況となっており、全校設置に向けての手法やスケジュールについて、検討を進めています。	①令和8年度の8月分献立の一部において、従来より調理工程の少ない献立を採用するとともに、本市職員の被服について、より通気性の高い帽子に規格を変更し、給食室の暑さ対策をすすめています。 ②校舎建替え等により新築となる給食調理室については、令和7年度より設計時に冷房設備の整備対象としております。既存の給食調理室のうち18校については、令和8年3月下旬より冷房設備設置に向けた工事入札公告を行っており、落札者が決定した場合は令和8年の夏休み中に冷房設備の設置が行われる予定となっております。	要
令和7年度・1学期	⑨	5	その他	2点あります。 ・給食室にエアコンがついていないので、調理従事者の健康面が心配であるし、食材の保管状況が悪く献立がなくなったり、調理面での留意点が増え工程が変更になったりしています。調理従事者は、マスクも帽子もかぶっており熱がこもり汗だくになります。体質により流れるような汗で汗が入る恐れもあります。安心・安全・美味しい給食が確保できていません。 ・学校給食調理業務民間委託にかかる業務評価を2回/年実施していますが、何のために評価しているのか意味を見いだせません。実施するにあたり毎日の業務で指示したことや調理従事者・業務責任者の実態を記録していますが、本当のことを書いて提出すると保健給食課からこの書き方では公開できないということで訂正を求められます。先日、4時間も回転釜の種火をつけっぱなしであった事例がありました。幸い火事には至りませんでしたが、その際の対応も現場主任・副主任・業務責任者は一般常識がないように思われました。業務責任者にいたっては、東住吉区で報道のあった業者とはわが社は違いますと言っていますが、何ら変わらないように思います。保護者も出席する運営委員会に参加していただくのは、学校側としては恥ずかしく思っています。評価をしても入れられて契約されるを繰り返しており、何の改善もありません。我々の業務も多様化しており、無駄なことに費やす時間がおしいです。公開してもいいように評価するのではあれば保健給食課でしていただきたいです。	2点あります。 ・給食室にエアコンを早急につけていただきたい ・学校給食調理業務民間委託にかかる業務評価を廃止してください。	保健体育担当（給食） 施設整備課	給食室の暑さ対策については従前より課題であると認識しております。 給食室という特性上、スポットクーラーや空調服の使用等につきましては、釜などの炎に風を当てられないといったことや、異物混入防止のため留意事項を設けながらではございますが、調理従事者の労働安全の観点から、通気や被服の調節など暑さ対策として可能な取扱いを周知し、取り組んでいただいているところです。 学校給食調理業務民間委託にかかる業務評価につきましては、学校給食を円滑に実施するために仕様書に基づき、安定的かつ継続的に行われているか等について、年に2回、受注者の評価を行うこととしております。 また、ご意見にございますような個別の調理事故等への対応といたしましては、その都度、事故報告書や改善報告書を民間委託事業者から学校及び教育委員会に提出させ、再発防止に努めております。 業務評価の実施にあたっては、該当校にて作成いただきました業務評価シートを基に、教育委員会が総合的な評価を行うこととしております。事実が記載された内容を修正することはございませんが、作成いただいた内容に、調理従事者の評価など評価対象外事項が含まれている場合は、学校と調整のうえ、修正を行っております。また、仕様書等の水準を満たしていない項目については、受注者に改善を求めるとともに、学校及び教育委員会へ文書での報告を求めています。継続的に給食事業を実施し、事業内容の維持向上を図っていくために業務評価は不可欠であると考えております。	①スポットクーラーやアイスベスト等の使用などにより、暑さ対策を行っています。また、調理従事者の健康管理については、本市教育委員会作成の「給食調理・衛生管理マニュアル」に調理作業の前に、個人の健康状態を確認することや熱中症対策について記載しており、水分補給を心掛けることや体温調節に努めることなどを明記しています。今後も給食室の暑さ対策について、検討してまいります。 ②現在、給食調理室の空調設置に向け、給食調理室建築の設計に係る事案から取り組んでいます。なお、建設工事市場の現状を踏まえますと、全校への設置を一齐に進めることは困難な状況となっており、全校設置に向けての手法やスケジュールについて、検討を進めています。 ③業務評価につきましては左記のとおり、必要なものであると考えております。評価結果をさらに給食事業の維持向上につなげるための有効的な活用手法について継続して検討してまいります。	①給食室の暑さ対策としまして、令和8年度の8月分献立の一部において、従来より調理工程の少ない献立を採用するとともに、本市職員の被服については、より通気性の高い帽子に規格を変更することで、衛生面の確保とともに対応を進めております。 令和7年10月以降には、業務評価内容等を踏まえ、複数校において従前の給食室への巡回指導に加え別途の巡回を行い、給食事業の維持向上をはかっています。 ②校舎建替え等により新築となる給食調理室については、令和7年度より設計時に冷房設備の整備対象としております。既存の給食調理室のうち18校については、令和8年3月下旬より冷房設備設置に向けた工事入札公告を行っており、落札者が決定した場合は令和8年の夏休み中に冷房設備の設置が行われる予定となっております。	①②のみ要

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和６年度３学期～令和７年度２学期分）									
年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等	進捗確認
			現状の課題等	提案・改善策等					
令和 7 年度・ 1 学期	6-②	6	令和7年7月15日付事務連絡「大阪市立学校園における撮影を目的としたデジタル機器の運用ガイドラインの改定について」において「教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう」指示がございました。昨今の教員の不祥事を鑑みれば致し方ないことと感じております。しかしながら、現場においては学習や行事の記録をのこすだけでなく、けがの記録、体調不良時の症状の記録、学校だより、学年だより、学級通信、学校ホームページなどによる情報発信などのため、教員は日常的に児童生徒の写真撮影をしており、私的端末の使用禁止は教育活動に与える影響が大きいため、早急な代替策の実施が必要です。	教員一人一台のデジタルカメラ購入予算の速やかな配当、もしくは市一括購入による全教員への貸与（てんかん発作、心臓発作、熱中症などの症状の記録のため動画撮影機能も必須）	初等・中学校教育担当（初等・中学校教育） 教育政策課（DX） 学校運営支援センター（システム担当）	多くの学校園では、教育活動の記録や学校園のホームページ等による情報発信、幼児児童生徒の健康状態の把握等のために、校園長の許可のもと、教職員の私物端末を用いた幼児児童生徒の撮影が業務として行われてきました。しかし、他都市において発生している度重なる教師による児童生徒に対する性暴力等の事案の発生を受け、文部科学省より、「教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう」等の指示が出されたことから、「大阪市立学校園における撮影を目的としたデジタル機器の運用ガイドライン」を改訂いたしました。それに伴い、これまで行っていた業務の一部に影響を及ぼしていることについては認識をしております。今後は、業務の利便性を向上させるための対応策の検討が必要と考えております。	令和7年8月18日に、運用ガイドラインに係る補足資料を各校園へ周知し、現状の学校園用の端末等を使用した対応策等、私的な端末を使わずに教育活動を行う方法について周知いたしました。今後、学校園の業務の利便性向上のために、文部科学省からの「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）」の主旨を踏まえながら、大阪市教育委員会情報セキュリティ対策基準に照らしつつ、引き続き、よりよい方法について、今年度末までに検討してまいります。	各校園においては、業務上、幼児児童生徒の撮影を行う場合は、学校園用のデジタル機器（デジタルカメラ等）を使用し、撮影した画像についても、適切に管理する運用を行っているところです。 また、各校園に配備されている教育情報利用パソコンの予備機等を、幼児児童生徒の撮影に使用することも可能としております。	要
令和 7 年度・ 1 学期	7-①	7 その他	各校で実施してる就学時健康診断について現状をお伝えし、改善を検討していただきたいと思います。 ・就学時健康診断は、区役所から送付される就学予定者名簿に基づき、各校で保護者に案内を出し、学校医と日程調整した上で実施日を決定し、進めています。 ○課題 区役所の住民情報に基づき、8月に就学予定者のデータが校務系PCのS K I Pへ反映されます。その後の異動（転出・転入）については、区役所からの通送で届いた書類により、学校で手入力をしていきます。学校の担当者による手入力のために、漏れやミスが出たり、保護者は転入手続きをしたにも関わらず、区役所からの通送が学校に届いていない、もしくはタイムラグがあることで当日の名簿に反映されず、苦情や個別対応になったりするなど、学校にとって負担感のある行事の1つになっています。また、欠席した家庭の連絡先（電話）が就学予定者名簿ではわからないため、連絡する術がなく、ポスティングしに行ったり、レスポンスのない家庭の住居確認や再度のポスティングなど、事後対応なども負担のかかる業務になっています。さらに、入学児童の把握や確定が遅れていくことで、学級数が定まらなかったり、入学式直前に転居により転出したなどにより、名簿やクラス分けなどをやり直すことも毎年のようにあります。学校医との日程調整も難しく、院の休診日などの違いやレスポンスの差、学校医の複数校兼務による複雑な日程調整などにより、就学時健康診断の実施日の決定が遅れ、保護者への周知も合わせて遅れるという課題もあります。	働き方改革における「3分類」のうち、「基本的には学校以外が担うべき業務」もしくは「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」に当てはまると考えます。他府県や他市町村のように、住民情報を管理している区役所で就学時健康診断を実施する方が、児童や家庭の把握や管理を確実にこなえるため良いのではないかと考えます。医師会などを通して、健診医を決定して進めることでスムーズに実施することができると考えます。一方、就学（教育）相談やアレルギーの有無をはじめとする個別対応、入学説明会などの業務を学校が担うことで、より児童一人一人の状況を把握し、教育に生かすことができると思います。区教頭会や市幹事教頭会でも以前から意見が出る案件です。他府県、他市町村と同じように、就学時健康診断を区役所（市役所）で実施し、入学説明会などを学校が実施するという棲み分けをおこなうことで、正確かつ確実な実施とともに教員の働き方改革にもつながると考えます。ぜひ、ご検討をお願いいたします。	保健体育担当（保健体育）	就学時健康診断につきましては、学校保健安全法により市町村の教育委員会が行うこととされているところですが、例年、開催にあたりましては、各小学校、義務教育学校に協力いただきながら実施しております。ご提案いただきました本健診を区役所で実施することについてですが、現在、本健診の受診にあたっては、住所地が属する通学区域校において受診することとしております。本健診は就学にあたり不安や心配を抱える保護者の皆さまとお話ができる貴重な機会として、次年度の校内での学級編制や教育活動に活用されていると認識しており、多くの指定都市においても各小学校の協力のもと実施されております。学校医等が初期の段階から携わり、入学後も継続して子どもたちの成長や健康状態等を観ていただいている状況なども踏まえすと、引き続き、各校のご協力を得ながら実施をしていくことが、子どもたちの健康の保持増進につながるものと考えております。	現在、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づいて、就学事務システムの標準化に向けた準備を進めており、令和8年1月から就学事務暫定システムへ移行する予定ですが、システム移行後は、本件に係る帳票については、原則メールにPDFとして添付したうえで、各学校に連携させていただく予定です。 就学時健康診断の実施にあたって、各家庭あてに受診案内を発送しておりますが、実施日において受診ができない場合については、保護者より実施会場となる学校へ欠席の連絡をお願いしております。本健診業務におきましては、委員会としては欠席した児童への対応は、各校にご依頼しておりませんが、しっかりと取組んでいたに感謝しています。今回ご意見のあった事後対応については、本健診の機会を通して当該校として配付いただいている案内などについて、別途事後対応されているものであると推察しております。 本事業の実施にあたり、引き続き皆さまからのご意見を参考にしながら、負担軽減や課題解決ができるよう方策について、調査・研究してまいります。	就学事務暫定システムで各学校と連携し、負担軽減ができるか検討しましたが、暫定システムのため機能が少なく困難な状況です。教職員の負担軽減については、重要な課題であることも認識しておりますことから、引き続き課題解決ができるよう方策について、調査・研究してまいります。	要

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和6年度3学期～令和7年度2学期分）

年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等	進捗確認	
			現状の課題等	提案・改善策等						
⑫	令和7年度・1学期	11	1 その他	①就学時健康診断の実施に際しては、事前の周知、検診場所の確保や準備、検診等の対応で学校現場は大きな負担を強いられており、加えて実施日には授業をカットせざるをえない。大阪府下でも学校外で実施している市町村があり、毎年市小学校長会から市教委へ要望としてあげていただいているにもかかわらず、学校に送られてくる実施要項からはその進捗がみられない。 ②老朽化したプールの管理、日々の水量や水質の管理、熱中症対策や清掃等、日々安全にプール水泳を進める上での教職員の負担が増大し、昨今費用対効果が低くなっている。こうした状況を踏まえ、大阪府下の市町村でもプール水泳の民間委託が広がりとつある。	①区役所や保健福祉センター等で行うことや、保育所や幼稚園の健診結果をもって就学時健康診断とする等の新たな取り組みを導入していただきたい。早期実施に向けて市教委内でプロジェクトチームを立ち上げ、その進捗やなぜ今回も教育委員会でなく各校で実施することになったのか等、毎年実施要項に記載し丁寧な情報発信をしていただきたい。 ②すでにプール水泳を民間委託で実施している市町村の情報を得ながら大阪市の課題を整理し、全校で民間委託となるよう前向きに検討していただきたい。	保健体育担当（保健体育）	就学時健康診断につきましては、学校保健安全法により市町村の教育委員会が行うこととされているところですが、例年、開催にあたりましては、各小学校、義務教育学校に協力いただきながら実施しております。 ①本健診を区役所で実施することについてですが、現在、本健診の受診にあたっては、住所地が属する通学区域校において受診することとしております。 本健診は就学にあたり不安や心配を抱える保護者の皆さまとお話ができる貴重な機会として、次年度の校内での学級編制や教育活動に活用されていると認識しており、多くの指定都市においても各小学校の協力のもと実施されております。学校医等が初期の段階から携わり、入学後も継続して子どもたちの成長や健康状態等を観ていただいている状況なども踏まえすと、引き続き、各校のご協力を得ながら実施をしていくことが、子どもたちの健康の保持増進につながるものと考えております。 ②プールの民間委託につきましては、府内の市町村におかれても学校数や近隣の民間施設等に応じた検討・検証に取り組んでいますが、本市においては大阪市立小中学校全校の受け皿となる施設の確保、民間施設への移動による通常授業への影響、民間施設が持続可能な施設かどうか等、民間委託する際のあらゆる可能性を考慮することが必要であると認識しており、プールの民間委託については、現状難しいと考えております。 なお、現段階では、学校プールの老朽化による修繕工事の際に、標準設備の検討といった対応により、先生方の負担軽減及び児童生徒が安全に水泳授業を実施できるよう、施設面での改善が見込まれると考えております。	①については、各校での実施にあたり、負担軽減や課題解決ができるよう、方策について引き続き調査・研究してまいります。 ②については、左記記載のとおり、プールの民間委託は現状難しいと考えておりますが、先生方の負担軽減及び児童生徒が安全に水泳授業を実施できるよう、令和6年度に施設整備課に熱中症対策としてプールサイドに日陰が増えるよう屋根の増設を依頼し、現在、施設整備課及び都市整備局において図面の改定作業等を実施しているところです。このように設備の変更、改善を進めております。	①就学事務暫定システムで各学校と連携し、負担軽減ができるか検討しましたが、暫定システムのため機能が少なく困難な状況です。教職員の負担軽減については、重要な課題であることも認識しておりますことから、引き続き課題解決ができるよう方策について、調査・研究してまいります。	①要 ②不要

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和6年度3学期～令和7年度2学期分）

年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等	進捗確認	
			現状の課題等	提案・改善策等						
⑬	令和7年度・2学期	3	6・7	学校で取り扱う現金、とりわけ保護者から預かる現金（学校徴収金・給食費・クラブ活動費・教科書絵具セット等の費用）について 現状、学校徴収金については学校指定の金融機関からの引き落としが収納代行となっていますが、口座登録がない保護者や未納分の支払いやその他の経費についてはほとんどが現金を学校に持参してもらうこととなっています。また、徴収のお知らせを手紙で児童・生徒に持たせることも多く、児童が保護者に渡すのを忘れ、伝達がうまくいかないことも多々あります。 また同様に、現金を児童・生徒に持たせる保護者も多く、近年の物価高騰もあり、多額の現金を児童・生徒が持参することになっており、渡し忘れや金銭トラブルの原因にもなりかねない状況にもなっています。 現金の取り扱いが多いほど紛失や会計事故のリスクが大きくなり、金融機関への入金等の手間もあり、教員、事務職員ともに事務負担は膨大となっています。 また保護者から、キャッシュレス決済アプリやコンビニ支払いはできないのかという問い合わせも多くあり、近年のキャッシュレス決済アプリの普及率や学校の支払いのためだけに指定の金融機関の口座を開設して登録作業をする保護者負担の観点からも、学校で現金を徴収するシステムについて見直しを図るべきではないかと考えます。	学校徴収金について公費（税負担）化するのが一番いいと思いますが、予算の確保等、現実的には難しいかと思われます。 また大阪市独自で学校用に集金システムを構築するのにも同様の問題があるかと思われます。 そのため、現金の徴収に関しては民間で学校のキャッシュレス集金システムのサービスを行っているところがあるのでそういったサービスを導入してみてもどうかと考えます。 サービス内容は各社さまざまですが保護者側のメリットとしては ・現金の輸送コストがかからない。 ・新たに口座開設をする必要がなく、クレジットカードや電子マネーの支払いが可能である。 ・徴収金額や内容、支払い状況についてアプリ画面（サイト等）でいつでも確認ができる。 学校側のメリットとして ・徴収にかかるお知らせをアプリ等で行える。（紙での印刷、配付コストがかからない） ・徴収金額や内容、支払い状況についてアプリ画面（サイト等）でいつでも確認ができる。 ・紛失のリスクがない。 デメリットとしては、現在使われている業務システムの改修・サービス導入の周知説明・担当者のシステム理解にかかる負担・ランニングコスト等があると思われますが、それを差し引いても教育行政のDX化や働き方改革に寄与できる提案だと考えていますので、ご検討のほどよろしく願います。 また、上記提案内容に限らず、課題を解決できる代替案などもご検討いただければと思います。	学校運営支援センター（学務担当）	学校徴収金の保護者からの徴収方法については、ご意見にあるとおり保護者口座からの引き落としとしており、口座登録のない保護者や引き落とし不能等により未納となっている保護者の支払方法は、現金を学校に持参してもらうほか、学校の口座あてに保護者から銀行振込してもらう方法があります。 担当課としても、学校において現金を取り扱う機会はできるだけ減らす方が望ましいと考えておりますが、各校の実情にあった運用が望ましいと考えているため、銀行振込・現金払い双方のメリット・デメリットについて改めて周知してまいります。 民間のキャッシュレス集金システムサービス導入については、一部の自治体で導入の動きはあるものの、事業者によってサービス内容が大きく異なるため、事業者選定における比較条件の設定が難しいことや、必要な経費の積算が難しいこと、現行の業務システムとの関係性などの課題があります。 しかしながら、提案いただいたように保護者の利便性向上・教職員の負担軽減につながる可能性もあることから、実施の可否について検討してまいります。	（令和8年度） キャッシュレス集金システムサービスが実現可能かについて、他都市での導入事例等を情報収集したうえで、検討結果を報告します。	キャッシュレス集金システムサービスが実現可能かについて、令和7年度に一部の他都市の導入実績を調査しました。 令和8年度も引き続き、他都市の導入実績を調査したうえで、費用対効果を検証し、実現可能かどうか方向性を決定する予定です。	要

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和６年度３学期～令和７年度２学期分）

年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等	進捗確認
			現状の課題等	提案・改善策等					
令和7年度・2学期	4	7	現在、校内の電話対応は主に職員室にいる教員が行っています（ワークライフバランス支援員がいれば出てくださるが週4で16時までの勤務です）が、以下のような課題が生じています。 ①教員の休憩時間が確保されにくい状況 授業の合間や事務作業中にも電話が頻繁に鳴るため、実質的に休憩時間が取りにくく、勤務時間内に業務を終えられず残業につながっています。 ②業務負担の偏りが生じている 職員室内で電話機に近い席の教員が対応することが多く、負担が特定の職員に集中する傾向があります。特に業務量の多い教員とそうでない教員の差が生じ、組織として業務配分の均等化が難しい状況です。 ③電話対応時間と勤務時間のずれ 教職員の勤務時間は17時までですが、学校の代表電話は18時までつながります。そのため、退勤準備をしている時間帯に電話対応が発生し、退勤が遅れる要因となっています。勤務時間を超える電話対応を教員が担う現状は、働き方改革の観点からも見直しが必要と考えます。 ④インターフォン対応・来客対応の負担 インターフォン対応や来客対応も教員が担っており、教育活動と並行して行うには負担が大きく、授業準備や児童対応に影響が出ています。頻繁に忘れ物を届けに来る保護者や遅刻する児童等毎日30件以上はインターフォンがなっています。 ⑤事務職員あての電話が頻繁にかかってくる 事務職員あての問い合わせが多く、かかってくる電話はまず職員室で取るシステムのため事務室へ回したり、伝言を受け取ったりと教員の本務を圧迫しています。	①電話・来客・インターフォン対応の専属職員の配置 事務職員や補助職員など、これらの対応を主に担当できる職員を配置していただきたいです。教員が本来業務である教育活動に専念でき、業務改善につながると考えます。また、その職員は週5で電話がつながる時間帯の勤務を希望します。 ②電話受付時間と勤務体系の整合性の確保 電話を18時まで受け付ける体制を維持する場合は、その時間帯まで対応できる専用の職員を配置するなど、勤務時間との整合を図っていただきたいです。 ③事務専用の電話回線の設置 事務職員宛ての連絡を代表電話ではなく専用回線（留守番電話機能あり）で受けられる仕組みを整備することで、教員への不要な取次を大幅に減らせませす。また、業者対応・来校調整のクラウド化を考えていただきたいです。学校事務職員と業者間でクラウド上で完結できる仕組み（スケジュール調整ツール等）の導入を検討していただきたいです。これにより、教員が業者の電話取次を行う必要がなくなります。今から伺います。や、〇日はいかがですか等の伝言を受けることが多いが、事務職員が出張（事務職員が1人ですごく多忙そうです。可能なら人数を増やして欲しいです。）で不在な場面が多く、伝言を伝えるのにも苦労し伝える前に業者が来てしまうなどが多々あり、それを防ぐことができます。 ④バレーやバスケットなど学校内の施設を使う団体（選挙管理委員会も含む）の施設予約などもクラウド上で予約できるようにしていただきたいです。急に体育館が使えるか聞かれることが多く、学校の卒業式や入学式等で使えない日程をあらかじめ入れたり、変更があれば通知が行くなど学校が連絡しなくても済むようにシステム化していただけるとありがたいです。	教職員給与・厚生担当 教職員人事担当 教育政策課（DX担当）	①電話・来客・インターフォン対応の専属職員の配置は困難ですが、現在、スクールサポートスタッフを全校週30時間配置している他、教頭補助員（週30時間の会計年度任用職員）を80校、ワークライフバランス支援員（週30時間の会計年度任用職員）を130校に配置することで、電話・来客・インターフォン対応に係る業務の負担軽減に取り組んでいるところです。 ②令和6年2月から公務能率の向上とワークライフバランスの推進を目的として、全教職員を対象に時差勤務制度を導入しています。また、校園長が学校運営に必要なとされる場合には、勤務時間の割振りを変更することも可能としており、各学校園・各教職員の実情に合わせた勤務時間の設定ができるようになっております。 なお、小学校においては18時以降、中学校においては18時30分以降の電話について、音声応答装置による対応をしているところですが、ゆとりの日等の取組によって、これらの時間より前に退勤する場合は、その時間から音声応答装置による対応として差し支えないものとしています。 ③電話機に設定した音声メッセージにより、振り分けることができる「音声ガイダンス」の導入に向けて事前準備を行っているところです。（1年生は「1」、事務室は「4」、保健室は「5」など） 導入後は、特定の教職員に偏る電話の取次ぎ負担が軽減されるとともに、保護者等から用件のある教職員へ迅速につながることで、取次ぎ待ちの時間が削減されることを見込んでいます。 ③④令和5年度に学校園システム再編成ワーキンググループが発足し、今後のデジタル化の要件を組み込みながら、今後の学校園システムのあるべき姿について検討を進めております。 今回のご提案につきましても、学校業務の課題として、運用方法やシステム導入の可能性について、DX推進の観点からワーキンググループで検討してまいります。	①現在の取組みの効果等を踏まえ、引き続き、適切な人員の配置に取り組んでまいります。 ②時差勤務制度等の活用状況については学校園ごとに差があることから、教員の勤務実態に応じて積極的に活用するよう通知を行ってまいりました。今後も、全ての学校園が時差勤務制度等を十分に活用することで、制度の利点を最大限に引き出し、勤務時間の適正化と長時間勤務の解消を図れるよう努めてまいります。 ③各小・中学校への音声ガイダンスの導入につきましては、次年度以降を予定しており、令和9年度末までの整備完了を目指しております。 ④引き続き、令和8年度においてもワーキンググループにて議論しながら、DX推進にかかる計画を策定し、今後のスケジュールを決めていく予定です。	①今年度につきましてもスクールサポートスタッフを全校週30時間配置している他、教頭補助員（週30時間の会計年度任用職員）を80校、ワークライフバランス支援員（週30時間の会計年度任用職員）を180校に配置しております。 ③各小・中学校への音声ガイダンスによる自動振り分け機能については、令和8年度に全中学校と1/3程度の小学校へ、令和9年度に残りの小学校へ導入することとなっております。自動振り分け機能の導入により、事務室など職員室以外での電話応答が可能となります。 ④令和8年度学校園システム再編成ワーキンググループにおいて議論しながら、DX推進にかかる計画を策定し、今後のスケジュールを決めていく予定です。	①③④…要

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和６年度３学期～令和７年度２学期分）

年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等	進捗確認	
			現状の課題等	提案・改善策等						
令和7年度・2学期	15	8	その他	1. システムの不具合が発生したときの対応が非常に遅いと感じています。（先般の校務系の動作遅延は解消まで半年以上かかっていました）もちろん担当で対応してくださっていることは承知しています。しかし、民間企業に勤める友人に話を聞くと「その対応の遅さは民間ではあり得ない。大規模ではなく大損失になる。」と言っていました。業種や規模も違うので民間と比較するものではないのかもしれませんが、全体のパフォーマンスが著しく低下していたことは事実です。	1. 釈迦に説法ですが、万全を期していたとしてもシステム不具合は発生するものなのでどれだけ早期に解消できるかが重要だと思います。提案にもなっていますが、多くの教職員の思いですのでよろしく願いいたします。	学校運営支援センター（システム担当）	1. 校務系ネットワークについては、年度切替の業務繁忙の時期に教育情報ネットワーク環境の障害により、業務に多大なる影響があった件につきまして、申し訳ございませんでした。 年度切替時に発生していた校務系ネットワークの遅延については、様々な要因が重なり発生していたため、完全復旧に時間を要しておりましたが、Microsoft社と協議を行いながら以下の対応を実施し、現在は復旧しております。 また、今回の障害原因は毎年発生するものではなく本対策により障害解消しているため、次年度以降は発生しない見込みとなっております。 【校務系ネットワーク遅延解消対策】 ①画面転送（遷移）遅延解消のための設定変更作業を4/10以降に順次実施 ②文字入力遅延解消のための設定変更作業（辞書ファイル参照先変更作業）を4/22に実施 ③校務系仮想PCの遅延・フリーズ解消のためWindows Search機能の停止設定作業を5/21～22に実施 ④校務系仮想PC負荷軽減を目的としたサインアウト時間の短縮作業を6/21に実施	1. 校務系ネットワーク遅延については、現在解消しておりますが、遅延が発生した際には、復旧に向け迅速に対応し、遅延改善状況についてもSKIPポータル等で共有しながら進めていきます。	2. 口座登録の電子化、キャッシュレス集金システムサービスが実現可能かについて、令和7年度に一部の他都市の導入実績を調査しました。令和8年度も引き続き、他都市の導入実績を調査したうえで、費用対効果を検証し、実現可能かどうか方向性を決定する予定です。	2. 4. …要 1. 3. 5. …不要
				2. ・学校徴収金の振替口座の登録方法について、専用の複写用紙に記入し保護者が銀行に行くという方法が未だに行われている。 20年以上前から変わっていないそうです。世間ではウェブで登録することも一般的ですし、本市でも区役所ではそのようなシステムがあるそうです。学校徴収金の私金という性質から費用をかけられないという話も聞きましたが、何とかならないものでしょうか。正直、現在の登録方法を保護者に案内するのはあまりにも時代遅れで恥ずかしい思いすらあります。このままで大阪市は大丈夫でしょうか。 ・振替不能となった場合や口座登録されていない場合は未納通知書や納入通知書を保護者に渡し、学校に現金納入することとなっている。 入金のため何度も銀行へ行っており相当な時間を費やしている。キャッシュカード利用など実態に応じた対応はしていただいていますか、抜本的な改善が必要と感じています。	2. ・口座登録を電子申請でできるようにできないでしょうか。 ・現金納入は原則廃止し、金融機関やコンビニ、スマートフォンなどで納付できるようにできないでしょうか。現金の取扱いをできる限りなくすことで現金事故をなくすことも期待できますし、業務の効率化につながるのではないのでしょうか。	学校運営支援センター（学務担当）	2. 口座登録の電子化については、保護者の利便性向上のメリットはあるものの、登録誤りや手続き漏れがあった際に学校、教育委員会での把握ができなくなるなどのデメリットも存在することもふまえ、実施の可否について今後検討してまいります。 また、学校徴収金の保護者からの徴収方法については、原則として保護者口座からの引き落としとしており、口座登録のない保護者や引き落とし不能等により未納となっている保護者の支払方法は、現金を学校に持参してもらうほか、学校の口座あてに保護者から銀行振込してもらう方法があります。 担当課としても、学校において現金を取り扱う機会はある程度減らす方が望ましいと考えておりますが、各校の実情にあった運用が望ましいと考えているため、銀行振込・現金払い双方のメリット・デメリットについて改めて周知してまいります。 また、民間のキャッシュレス集金システムサービス導入（コンビニ払いやスマートフォン決済等）については、一部の自治体で導入の動きはあるものの、事業者によってサービス内容が大きく異なるため、事業者選定における比較条件の設定が難しいことや、必要な経費の積算が難しいこと、現行の業務システムとの関係性などの課題があります。 しかしながら、保護者の利便性向上・教職員の負担軽減につながる可能性もあることから、実施の可否について検討してまいります。	2. 口座登録の電子化、キャッシュレス集金システムサービスが実現可能かについて、他都市での導入事例等を情報収集したうえで、検討結果を報告します。	4. 保護者あて通知を郵送とする場合の必要経費に係る予算確保などの課題について検討を始めております。また、年度を超えて配付する通知の学年表示については、システム改修にかかる費用を業者に見積依頼を行うなど、改善についての検討に着手しています。	
令和7年度・2学期	16	9	1 その他	1：現実で安心安全な教育環境の充実がなされていない。学校安心ルールはあるが、機能していないことも多い。 その他：いろいろなところで情報が錯綜しているため、把握や管理に時間がかかってしまう。 マイレコにおいて研修開始の日程になっているのに研修が見れない状態のことがよくある。 根本的に電話回線の数が少ない。電話待ちのせいで業務時間が長くなり、残業が多くなる。	1：学校安心ルールを小中学校含めて全校で徹底させる。 その他：文書連絡、スキップ、アウトロック、マイレコ等、いろいろなところを確認しなくてはならないため、もっと統一性を持たせ、業務の効率化を考えて頂きたい。期日は守る。電話回線を増やす。	教育活動支援担当（生活指導G） 総合教育センター（基本研修） 教育政策課（DX） 学校運営支援センター（学務担当）	教育委員会といたしましては、学校安心ルールについて、令和7年2月20日付け事務連絡「『学校安心ルール』（スタンダードモデル）の改訂について（通知）」において、スタンダードモデルの内容を今般学校が抱える課題に応じて一部改訂し、さらなる運用の充実を図ったところです。 また、毎年4月に通知している「生活指導の充実等について」において、教職員に対する周知徹底や各校の学校安心ルールの指導部への提出を指示することにより、適切に運用されるよう努めております。 加えて、新任教員研修で自校の学校安心ルールをテーマにしたグループ協議を実施したり、3・4・5年次研修で学校安心ルールの理解や運用に関する再確認を行ったりすることにより、継続した周知徹底を行っております。 My・reco（マイ・レコ）を通しての研修の受講については、研修開始日に閲覧できるように設定しておりますが、対象者が多い場合はシステム上、当日の閲覧することが難しい場合があります。また、設定のミスがある場合も考えられますので、いずれにしても閲覧できない場合については、研修担当者までご連絡ください。 令和5年度に学校園システム再編成ワーキンググループが発足し、今後のデジタル化の要件を組み込みながら、今後の学校園システムのあるべき姿について検討を進めております。今回のご提案につきましても、学校業務の課題として、業務プロセスの効率化やシステム導入の可能性などによる校務DX推進の観点からワーキンググループで検討してまいります。 電話回線の増設につきましては、各学校の設備環境が異なることから、事前調査や現状に合わせた工事等が必要となるため、ご相談いただきました学校と調整のうえ進めております。また、各学校の設備環境によって、工事工程やスケジュールが変動するため、個別に協議を行い進めております。電話回線の増設希望がございましたら、学校運営支援センターへご相談ください。	①引き続き、学校安心ルールが各校において適切に運用されるよう努めてまいります。 ②引き続き、研修開始日にMy・reco（マイ・レコ）を通しての研修が受講できるよう努めてまいります。 ③今後の学校園システムにつきましては、令和8年度に調達予定の次期校務支援システムをはじめ、ご意見をふまえ校務DX推進の観点からワーキンググループ等で検討していきます。	①各校における「学校安心ルール」の適切な運用に向けて、提出された「学校安心ルール」を全校分確認しました。 また、新任教員研修は7・8月に、3・4・5年次研修は11月～1月に記載のとおり実施し、その周知徹底を図りました。 引き続き、その適切な運用に向けて努めてまいります。 ②毎月研修計画の確認を行い、計画的な研修の実施を進めております。引き続き、研修受講者が研修開始日より、My・reco（マイ・レコ）を通しての研修が円滑に受講できるよう努めてまいります。 ③今後の学校園システムにつきましては、令和8年度に調達予定の次期校務支援システムをはじめ、ご意見をふまえ校務DX推進の観点から学校園システム再編成ワーキンググループ等で検討していきます。	要

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和6年度3学期～令和7年度2学期分）

年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等	進捗確認
			現状の課題等	提案・改善策等					
令和7年度・2学期	12②	その他	①現在、職員の出張旅費を支給する際の事務処理として発着駅を検索・指定することが必要である。支給基準とグーグルマップ等を照らし合わせ手動で指定しているため、誤った駅を指定している可能性が否定できない。 ②就学援助費全額を保護者の未納に充当する際に、他会計への充当の場合には保護者からの領収書徴取が必要となっているが、現金の受け渡しもなく来校いただけず、何度督促しても提出いただけない事例がある。就学援助費申請時に充当することの同意を得ているにも関わらず、この過程は必要なのか。 ③以前に業者への連絡手段としてメールの掲載について意見を提出し業者抽選リストに掲載いただいたが、見積時のメール利用のルールが厳しく一切利用できていない。他校でもメールを利用していることは一度も聞いたことがない。 ④公金の支出の際に、発注・契約・支払、3回全てで学校長による電子承認とはんこを用いた紙決裁が必要である。それぞれの段階で学校長に確認いただくことは必要であると思うが、電子と紙の2種類ですること非常に手間である。	①通勤経路を申請する際に住所から最寄りの発着駅を検索し複数の経路の金額を表示するシステムが導入されているが、出張旅費でも同様のシステムを導入することはできないか。 ②就学援助費を全額充当する際には領収書の徴取を不要とすることはできないだろうか。 ③メール利用時のルール緩和等は検討いただけないか。 ④電子承認へ一元化することはできないか。	①学校運営支援センター（給与担当システム担当） ②学校運営支援センター（事務管理担当） ③④教育政策（DX） ④学校運営支援センター（学務担当）	①教職員情報システムを利用する通勤届においては、本人の登録済住所を始点、勤務先住所を終点として検索し、経路申請をおこなっていただいております。 一方、校園ネットワーク業務システムを利用する出張旅費請求においては、出張の目的等により出発地や帰着地、経由地や移動手段が都度異なるため、本人住所や勤務先住所の検索機能は導入しておりませんが、よく利用する用務地・経路を登録する「用務地・経路登録」機能により、入力作業を軽減していただくことが可能です。 出張旅費を支給する際に発着駅の検索のためグーグルマップ等のインターネットを利用する場合は、校務系システムから学習系システムへのネットワーク上の切替作業が必要ことから、学校園の負担になっていることは認識しており改善を検討しております。 ②現状の事務処理において、支給された就学援助費を充当または振替を行う際、現在の徴収金システム（以下、システム）との自動連携処理が可能なものについては領収書の徴取を不要としています。しかしながら、就学援助費で支給される児童費を泊行事積立金に振替を行うことなどについては、現行のシステムの構成上対応できない仕様となっており、これらを保護者同意のもと全額を振替える際は、校長口座に振り込まれた就学援助費を金融機関から現金で出金し、直ちに異なる会計分の学校徴収金未納額を別口座に入金する必要があります。 したがって、事務手続き上、現金の流れを明確化するため、就学援助費側は支給したとする領収書を保護者から受領する必要があり、学校徴収金側として未納額を徴収したとする領収書の発行が必要になります。 仮に現行のシステムの仕様を変更し、自動処理を拡充し、領収書の徴取を不要とするためには、現行システムの改修経費を要します。 一方で、全額振替案件は1校あたり年間10数件程度にとどまることから、現時点ではシステム改修の優先度は高くないと考えております。つきましては、今後予定しているシステム改修の機会に合わせ、対応の可否を改めて検討することが現実的と考えます。 また、領収書の徴取にかかる課題については、その根本となる「現金払い」の抑制を図ることが事務の改善につながるものと考えており、当面の間は、現金払となる要因の縮減に向け、努めてまいりたいと考えております。 ③「大阪市教育委員会情報セキュリティ対策基準」に基づき、大阪市教育情報ネットワークにおける教職員メール機能として、重要性分類Ⅳ（「影響をほとんど及ぼさないデータ」）を除く重要性分類Ⅲ以上のデータ（事業者からの見積りについてもこれに該当します）を取り扱うメールを送信するに当たっては、管理職の承認を得る等、厳格に取り扱うこととしていますので、ご理解のほどよろしく願います。 ④公金支出の際に、発注・契約・支払、3回全てで学校長による電子承認とはんこを用いた紙決裁が必要であることについて、現在の校園ネットワーク業務システムは、発注決議・契約決議・契約締結の機能を有していないため、システムにより決裁を行う部分と紙による決裁を行う部分が混在しているのが現状です。 令和5年度に学校園システム再編成ワーキンググループが発足し、今後のデジタル化の要件を組み込みながら、今後の学校園システムのあるべき姿について検討を進めております。今回のご提案につきましても、学校業務の課題として、業務プロセスの効率化やシステム導入の可能性について、DX推進の観点からワーキンググループで検討してまいります。	①令和9年10月に運用開始予定の次期教育情報ネットワークにおいては、現行の「校務系」「学習系」という区分を無くし、「アクセス制御」という技術を用いたネットワークの構築を実施しており、出張旅費支給事務における検索時の負担軽減を図りたいと考えております。 ②今後、実現性の是非について調査・研究を行ってまいりたいと考えております ③セキュリティの関係上、現行の規程に基づき引き続き運用します。 ④引き続き、令和8年度においてもワーキンググループにて議論しながら、DX推進にかかる計画を策定し、今後のスケジュールを決めていく予定です。	④令和8年度学校園システム再編成ワーキンググループにおいて議論しながら、DX推進にかかる計画を策定し、今後のスケジュールを決めていく予定です。	①②③…不要 ④…要